

徳川政権の成立とその崩壊過程に関する研究（上）

上里安儀

目次

第一章 徳川政権の確立

第一節 国内体制

第一項 幕府と諸侯

第二項 幕府及び諸侯下の武士階級

第三項 朝廷と幕府

第四項 幕府の転制

第二節 対外体制

第一項 貿易及び外交 (1)

第二項 貿易及び外交 (2)

第三節 徳川政権成立の基盤

第一項 実力

第二項 経済力

第三項 制度と儒教

第四項 鎖国

第二章 徳川政権の動揺

第一節 幕府財政の困窮

第二節 学問興隆政策の失敗

第三節 外国勢力の圧迫

第三章 徳川政権の衰頹

第一節 薩摩藩

第二節 薩摩藩の勢力

第一項 薩摩藩の密貿易

第二項 島津重豪の性格

第三項 重豪の施政

第三節 幕府の天保改革

第四節 薩藩の藩政改革

第一章 徳川政権の確立

第一節 国内体制

第一項 幕府と諸侯

徳川封建制は、十七世紀の初頭に徳川家康がわが国の大部分の国土にわたって一族の覇権を確立し、わが国土の三大島たる本州、九州四国にまたがり間接的支配をおこなったのにはじまる。家康（一五四二—一六一六）天文十一年（元和二年）は、

一系の將軍制すなわち世襲的軍独裁制という形において支配権を打ち立てたが、これによつて最大の封建家族たる徳川氏は政治の実権を掌握するとともに半面では相応の恭順を示しつつも天皇および宮廷を京都における幽暗な僧庵生活のうちに押込めたのである。

將軍政府即ち幕府は、もと源頼朝（二四七―九九年）により朝廷とは別個の権力の座として設立されたものである。それ以前にも、例えば、蘇我氏藤原氏、または、平氏などの権門が朝廷の政治を左右したのであるが、幕府とは、天皇および、宮廷の実権をことごとく削奪したまつたく別個の政府を指すのである。したがつて維新は、天皇を君主とし、將軍を統治者とするこの二重制度を廃止し、天皇が君主であり、また實際の統治者でもあつた昔の制度に復帰したことを意味するわけである。この後期封建制度は、人間社会を厳格な階層的身分制度の型の中に凝結しようとする歴史上最も意識的な企ての一つを示している。幾重にも積み重ねられた身分制度のピラミッドの頂点に位したのは徳川家と、尾張、紀井、水戸の御三家であつて、將軍家は国土のほぼ四分の一におよぶ直領地を支配したが、そのうちには、大商業中心地たる江戸、堺（大阪）、京都および長崎がはいっている。徳川家の主たる財源は年貢米の取立であり、その石高は全国の年産二千八百万ないし、二千九百万石のうち、八百万石を占めていた。また鉾山経営や種々の専売権なども有力なる収入源であつた。

国土の残り四分の三は、封建領主たる大名に分割されていた。これら大名のうち最初から家康に味方していた者、すなわち徳川の世襲的家臣たる譜第大名は全部で百七十六家あり、家康の恩顧を受けた。また幕府の高官はみなこの譜第大名のうちからのみ任命された。

これに反し、関ヶ原の役後をはじめて服従した大名は、長州の毛利、薩摩の島津、仙台の伊達、伊賀の前田の如き最も富裕な領主をはじめとして全部で八十六家あり、外様大名と称されていた。外様大名は政治の責任への参与からは除外されていたが、その半面、藩政については半ば自治を許されていたのである。諸侯は又その所領の点からは、一国以上を領する国王と準国王とに區別せられ、又その居城の有無の聯関において城主、居城はないが城主と同等に待遇される城主格、無城とに區別せら

れ、又官位の点においてもその間に上下優劣の別が存在した。

このようにして、諸侯は家格において細く等差づけられつつ將軍家に服屬していたのである。更に幕府は次のような巧妙な妨害と勢力均衡の制度によつてはかつた。すなわち幕府は外様大名の間に世襲の家臣たる譜第大名を配置し、家光將軍は一六三四年（寛永十一年）に参勤交代制度を完成してすべての大名を領地と江戸に交互に居住せしめ、封土に帰国するにあつては妻妾や家族を人質として江戸に残留せしめた。藩と藩の交渉はすべて幕府のとりがめを受け、旅行は嚴重な免許制度をもつて抑制されていた。密偵制度が極めて大規模に組織された。大名同志の婚姻關係は、まず幕府の承認を得なければならなかつたし、城や濠の築造は幕府の許可なくしてはおこないえなかつた。又その修理に當つても改築箇處の建築図面を江戸へ差出さねばならなかつた。

また諸侯は京都の宮廷と直接の接觸をもつことは禁じられており、天皇さえも、慰勸ではあつたが厳しい監視のもとに置かれ、その活動ならびに諸々の儀式は幕府の定めた規則に従つて嚴重に制約されていた。諸侯に対しては藩庫を常に涸渇せしめておくために財政上の負担が課せられ、幕府は財政を極度に逼迫せしめる如き大工事の遂行を一部の大名に命じたものであつた（薩摩藩の木曾川工事Ⅱ宝曆四年Ⅱについては後述したい）。幕府はこのように諸侯を弱体化し分裂させるため手段を選ばなかつた。

幕府は又関ヶ原役後外様諸侯の石高の加増を行つたりその有力なるものと將軍家との間に婚姻關係を結んだりして、それらの方法によつて彼らを幕府へ引つけることをも試みたのである。それでもなお薩摩の島津氏、長州の毛利氏、肥前の鍋島氏など西南の有力な外様大名を恐れる理由は十分にあつた。これらの大名は関ヶ原役ののち家康に服従せずにいるにはあまりにも威力であつたが、それかといつて幕府がかねらの半独立的な地位にあえて正面攻撃を加えるにはあまりに強大だつたからである。

（註一） 参勤交替制とは諸侯を一年江戸へ國詰とし、隔年に江戸へ参勤せしめる制度をいう

(註二) 藩は支那の封建制度に起原する名で、大名の領地ないし領地の統治組織に対する呼称として、江戸時代に至つて用いるにいたつたものである。

(註三) 家康は瀨府の地を江戸に定め、慶長八年(一六〇二)朝廷から征夷大將軍に補佐せられて幕府を開いた。

第二項 幕府及び諸侯下の武士階級

前述したごとく、將軍家に対して諸侯がその家格に依じて差等づけられつつ服屬していた一方、これと同様の關係が將軍家とその家臣、並びに諸侯とその家臣とについて存在した。すなわち、將軍家及び各諸侯の下には、その家臣がその家格に応じて幾多の上下、尊卑の階層に分れつつ服屬していたのである。

もともと武士は秩祿の代償として領主に臣従の義務を負つていた。分權的封建制度の初期においては武士はたいてい農耕者であり、戦時は領主に従い平時は各自の田畑を耕作していた。しかし火器の使用と、それに伴う強固な築城防備の必要によつて軍事制度に革命がもたらされるや武士は城下町に集中し耕地を農民の耕作にゆだねることになつた。

この武士と農民の階級分化を強化したのは秀吉である。彼は一五八五年(天正十二年)に「刀狩り」をおこなつて人民による一撥の危険を喰いとめるとともに、農民と帯刀者たる武士との區別を明確にした。かくして、いつさいの生産機能から引き離された武士はいまや領主の命のままに戦鬪に従事し、その代償として封祿を受けることとなつたのである。この制度は徳川時代においてもそのまま続行された。しかしながら、これら武士層の下に、庶民層が士、農、工、商という言葉が示すごとく上下尊卑の順位において隸従していたのである。

凡そ武士たるものが、いわゆる武士道に即して文武を励み節操を重んじ廉恥を尊び、世の儀表をもつて任じ、その智徳の点においてその支配的地位は当然のものとして世上において承認せられていたのに対して、庶民層は武士層に懸絶して劣つたものとされ、この百姓町人は、武士層からはあたかも塵芥のごとき立前において目されたのであつて、いわゆる斬捨御免の習いのごときは、その端的な一表現にすぎない。なおこの庶民層が前述のごとく農、工、商の順位に格付けされて、農がその中で上

位に置かれたのは、主としては支配層たる武士層の経済的基礎が農民の勞働にあつたがためである。なお、注意すべきことは、支配層たる武士層の内部が既に述べたごとく複雑な身分的差別をもつて秩序立てられていたのに対して、これとある程度類似の関係が庶民各層の内部にも亦定立されていたのである。

(註一) 幕府の將軍職は十代伝えられ、二百六十余年間維持された。將軍に対し家臣庶民は公方様、上様などとよび、隱居した將軍は^{御所}と称した。なお、將軍は全国に約四分の一の土地を直轄し、天下の最高の政令をその掌中に収めていたが、將軍職でありながら、国政総理の至上権を行使するのはいかなる根拠によるものであるかを説明したものは現れていない。

第三項 朝廷と幕府

朝廷は大政を幕府に対して委任せられたという立前がとられていた。この委任は別に何ら法文、文書の基礎をもつものではなく、事実上慣行としてそのように認められていたのである。かくて朝廷の権限は極めて狭小であり、その主たるものは官位授与の権にすぎず、しかも、実際には幕府の推薦又は承認の下に朝廷が官位を授与されたのであつたから、この権さえも多分に名目的であつたといつてよい。

そして他方幕府は天皇に専ら和歌の研究を勧め、政治の実際より遠ざけるように努めたのである。又幕府は努めて皇室と國民とを接触せしめぬ方針を取り、例えば洛中洛外への行幸の如きは絶対に之を抑制していた。更に天皇の讓位、即位、立太子のごとき件さえも朝廷の意向のみをもつては[→]豈扱ふことができず幕府の意向を徴して取決められたのである。

幕府は又、京都に所司代をおいて譜代諸候をこれに任じ、皇居の警護、畿内以西国諸候に対する取締、京都の民政及び朝廷の監視であり、そして、この所司代に協力するものとして禁裏附武士が設けられた。更になお武家伝奏があり、その取掌は朝廷、幕府間の連絡をとることであり、その身分としては朝廷の役人であつたが就任の際には幕府に対して誓紙を出して、幕府に対して粗略な考えをもたず隔意の念を抱かず幕府から朝廷の事情について尋ねられた場合にはあからさまに答えることを誓約することになつていたのである。

(註一) 江戸時代に在位の天皇は十五代を数え、その中に二代の女帝が含まれ、また生前の讓位は十回にわたり行われた。

第四項 幕府の職制

將軍の下に老中があつて政務を司り、若年寄がこれをたすけた(なお非常の時や將軍幼少の時は老中は大老を置いた。)その下に寺社奉行、勘定奉行、江戸町奉行があり、寺社奉行は全国の寺社、神宮僧侶を支配し、また関東八州を除く諸国の訴訟を聞いたのである。勘定奉行は直轄領の監督と財政をつかさどり、関八州の訴訟を聞いた。

江戸町奉行は江戸の行政・司法を担当し、大目附・目付は大名、旗本諸役人の監察等をなした。地方機関として前述した京都所司代を始め、京都二条大阪、駿府には域代諸國の天領には郡代、代官、奉行を置いたのである。

各藩の施政もその大綱は幕府の指示によつて決められていたのである。尚、寺社も信長以来完全に為政者の支配下に服したが、家康においても朱印状によつて寺社領を与え、寺院はその本末関係によつて統制し、また諸宗に通ずる法制を定めてこれを、嚴重にとりしめた。

またキリスト教禁圧のため、国民は悉くその属する寺院に登録させて、その信仰する宗派を明らかにさせた。それはまもなく全国にわたつて制度化され、寺院は完全に幕府の施策の一翼と化するに至つた。そして仏教は半ば国教化したのである。

(註二) 寺社、勘定、町奉行、この職だけは本来文官であつて、幕政の初期からおかれ、関与する事項が廣く重要であるため、実際には甚だ重んぜられた官職で、三奉行と総称せられた。

第二節 対外体制

第一項 貿易及び外交(1)

家康は対島の宗氏を介して慶長十二年(一六〇七)に日鮮間の国交を復旧し、又明とも国交の絶えていたのを恢復しようとする。

考え、慶長十四年（一六〇九）以来直接間接に交渉したが明の国情上之は成功しなかつた。しかしながら、彼我の商人間には実際上の通商取引があつたのである。

フィリッピン及メキシコ（新スペイン）、大きく見ると即ちスペインに対しては、家康の外交政策が積極的であつた。慶長十四年頃にはメキシコとの通商を計り、更に、同十五年（一六一〇）にはフィリッピン大守を通じて、スペイン本国との交通も開始された。之は西洋の新知識を獲得する上に又それを以て幕府権力を強固にするために役立つたのである。オランダ人は慶長五年（一六〇〇）に我国に始めてやつて来た。同十四年（一六〇九）には通商上本式の許可が家康によつて与えられ、平戸において貿易が実際に行われたのである。

イギリス人がわが国に最初にやつてきたのは永祿七年（一三六四）であるが、双方の実際上の貿易開始は慶長十八年（一六一一年）であつた。

此の後イギリスは元和五年（一六一九）オランダと聯合し、ポルトガル、スペイン両国人を東洋から追払おうとしたが、その聯合も破れ、イギリスとオランダとは却つて競争するようになり、結局前者は失敗して貿易上の見込がなくなつたので、元和九年（一六二二）を以て日本から退去した。かかる内に、スペインもキリスト教の關係から幕府に嫌われ、延いて寛永元年（一六二四）に遂に通商も禁ぜられスペイン人は日本を去つて行つたのである。ここにおいて西洋人ではポルトガル人が長崎で、オランダ人が平戸で日本との貿易に従事するのみとなつた。家康はキリスト教を厳禁し、宣教師はこれを国外へ放逐することをなしたが、しかし、一応通商は許容する方針をとつていた。けれども貿易を認めることはキリスト教流入の機会をつくることになりがちだったので、寛永十三年徳川家光の時にいたり、わが国人の間に雑居していたポルトガル商人を長崎の町の前面の小島である出島へ移し、商用以外にはそより出ることを禁止し、彼らがキリスト教の布教を試みることをないよう厳重に監視を加えることとした。しかるに翌寛永一四年に島原の乱^(一)が起つた。幕府はキリスト教徒によるこの叛乱をみてキリスト教に対して極度に態度を硬化させた。かねてからオランダ人が幕府に対して天主教宣教師らがわが国に関し政治的野心を抱

いている旨を申立てていたことが、この叛乱によつて裏付けられたごとく幕府には考えられたのである。

そこで、この叛乱鎮圧後、幕府は遂に出島のポルトガル人に対して外国立退を命じ、寛永一六年（一六三九年）には今後ポルトガル船の渡来を差止める旨を布告したのである。寛永一六年の鎖国令と呼ばれるものがこれである。

ここにおいて旧教を奉ずるオランダ人は新教を奉ずるポルトガル人を巧に幕府権力を利用して日本から退去させたのである。寛永十六年の布告以後は、オランダ船及び支那のみが、その来航を許され、そして、その貿易は長崎に限つて許容せられることになつた。そして、この布告当時にはオランダ人は平戸において貿易を営んでいたが、寛永一八年（一六四一年）にいたりこれまでポルトガル人の居住していた出島に移されて、そこに閉じこめられ、それ以後半ば囚人の如き状態の下に嚴重な監視をうけつつ貿易に従うことになつたのである。このようにして、わが国は寛永一六年の鎖国令以後は、僅かにオランダ及び支那との間に極めて小規模なる貿易関係をもつにすぎなかつた。

〔註一〕 寛永十二年（一六三五）のキリシタン信徒を中心とする一撥

第二項 貿易及び外交 (2)

前述した如く徳川幕府はその初期においては活潑なる対外政策を行つたのであるが、キリスト教が国内にひろめられると、国土も侵略せられるかもしれないという理由から、キリスト教徒を圧迫し、遂に鎖国にまでその政策を推進させた。ここで注目すべきは、寛永十六年（一六三九）の鎖国令、寛永十八年（一六四一）のポルトガル人対策等によつて、対外国との交易はオランダ支那を除いた凡ての国々とその交易の糸を絶つた後の国内政治への影響である。

幕府の鎖国政策によつて日本人は外国との交渉が少なくなつたのは事実であつた。また、これは幕府の当局者をして、専ら内政に力を用いることを得しめ、幕府の基礎を確立するのに絶好の機会となつたのである。少なくとも、幕府の初世の外交政策としては、これは内政整理、覇権確立の上に大に助勢したといえる。

幕府の鎖国政策は外国の日本侵略を防止し、更に諸侯の上に絶対的優越権力を保持し得たのである。それは前述した如く、家康は彼の時代において既に多くの文明の利器即ち戦争用具及び知識を海外から輸入していたからである。これに対して諸侯は勝手に外国と交通することを禁じられていたため、幕府のように強力な軍備を持ち得なかつた。

〔註一〕 江戸初期以降の幕府による対外通交の統制制限

第三節 徳川政権成立の基盤

国内体制と国外体制とを巧妙に統営した徳川幕府はその政権を寛永十六年頃迄に確立した。しかば、徳川政権を支えていた根本的要素には如何なるものがあつたか。重要と思われるものを抽出して再考してみよう。

第一項 実力

先ず第一は実力である。如何なる政治においても実力が不可欠のものであることは疑うべからざるものである。実力とは反対派を屈服するに足る武力とそしてこれを賄う財力である。徳川氏はこの実力を家康の頃から持つていたのである。さればこそ、織田、豊臣の時代を経て徳川時代に於て始めて一つの政権の下に天下統一をなし得たのである。家康の封建制の再編成は実力の行使によって可能となつたのである。しかし、単なる実力のみで徳川幕府の基盤がつくられたのではない。

慶長五年（一六〇〇年）関ヶ原に於て豊臣方を破り覇権を確立して家康は慶長八年征夷大將軍に任ぜられたのである。ここに⁽¹⁾おいて徳川氏と政権と征夷大將軍が三位一体となる。

征夷大將軍に任ぜられることはとりもなおさず徳川氏の政権を正妥化するものであつた。即ち天皇からの委任にもとづいて政権を行使するのだから正義の所在は徳川氏にあつたのである。

〔註一〕 平安初期え夷征討のため任ぜられた臨時の官・のち封建時代の首長の職名

第二項 經濟力

實力を維持するには先ず第一に經濟力を把持しなければならぬ。そこで家康は外國貿易上の要地、国内商業の中心地方並びに著名な鉾山地方を悉く自己の直轄領に編入し、もしくは親藩又は譜代の領地とし、これによつて外様諸大名に対する成上りにわか君主としての地位を經濟的に武装した。彼の在世中日本の外國貿易はそれ以前のどの時代よりも隆盛であつた。一五九七―一八年には和蘭が対日支貿易会社が設立され、その第一回商船隊は六〇年に機械類、絹布びろうど等を積載して日本に着き、家康一手でも五万レアル（十万円）も購入した。その時の航海長ウイリアム・アダムスは長く家康のための砲術、造船、数学の顧問として禄二百五十石を給され「三浦安針」として知られている。

一六〇六年には和蘭の立法部會議は正式に日本貿易に関する規定を決議し、一六〇八（慶長十三）年には「日本皇帝」⁽¹⁾（幕府將軍を指す）への国書がもたらされ、これに対して翌慶長十四年には家康、弘忠、名儀で渡航御免の朱印状を与え「日本国主源家康後章阿蘭国王殿下」と漢文で認めた返書の中で通商及び商館設立の自由を承引した。（渡辺修二郎氏「徳川幕府初期の外國貿易」「社会科学」二の七参照）

このように漸次国内及び国外からの莫大なる収入によつて徳川幕府はその經濟的素地を形成すると共に、他方において諸侯の財力を減少させるため參勤交代及び河川修理等を諸侯に強要したのである。幕府は自己の財政を確立せんと努力しつつも、常に諸侯が富者となることを牽制していたのである。

〔註一〕 印判状の一樣式、御朱印、御判物ともいう。一般に戦国時代以後諸大名が朱印を花押の代りに捺した文書をいう。のち、徳川家康が特にその政治的法令文書にこの様式をとつたため、これらの政治的権力を背景とする朱印状の政治的効力は増大した。

第三項 制度と儒教

實力と經濟力とを基にして、幕府は將軍を頂点とする強力な身分制度を樹立したのであるがそれは無論政權維持の一方策と

してであつた。そしてその身分制社会は、儒教をもつてその觀念的支柱としていた。そもそも儒教は父に対する子の服従を人倫の基本原則として、そこから出発して君臣、夫婦、兄弟の關係をこれになぞらえてその間の上下・尊卑の別を説き、尊敬、奉仕服従を説くものである。しかも徳川幕府下の身分的階層制社会はその理想とする支那周代の封建社会とある程度の類似性をそなえていた。そこで儒教が徳川幕府下の封建社会を支える觀念形態として幕府によつて保護、奨励せられたのである。このような事情の下に、儒教的な考え方は人心の中にひろく且つ深く浸透し、結局それは上下一般を通じての一種の生活感情のごときものにまで化したのである。

第四項 鎖 国

幕府は、実力、経済力、制度及び儒教等によつて封建制を強化し乍ら自己の政權維持を計つたのであるが、他方に於て、鎖国を為すことによつても徳川政權は一層強められた。何故なら、元来、寛永十六年（一六三九）の鎖国令はキリスト教の禁止を主たる目的として発せられたけれど、結果的にみれば封建的統一の思想に反するキリスト教信仰を排撃することによつて、儒教思想を庶民に植えつけることが容易であつたし、又オランダ、支那以外の船の来航を禁止することによつて、諸侯の貿易を不可能ならしめ、ひとり幕府のみが貿易を独占し文明の利器及び利益を得ることができたのである。

オランダ、支那のみとの貿易を実行したということは、徳川政權の維持のために重大な意義をもっているのである。外国貿易と隔絶せられたため、一般商業資本は生長しなかつたし、又西欧文化、風俗にも接触する機会が少なくなり、世界の進歩から我国がひとり取残されたのである。このように鎖国の実施は我国をして海外の荒波から孤立せしめ、徳川政權確立及び維持の一大要素となつたのである。

以上の四大要素、即ち実力、経済力、制度及び儒教、鎖国等が幕府初期の政權を支えていたのである。しかるに、間もなら政權動搖の時期がやつてきた。

第二章 徳川政權の動搖

第一節 幕府財政の困窮

有史以來如何なる国においても或る特定の政權が確固として不変に永続したことはない。例えばフランスの極盛時代とうたわれたルイ十四世の時代もそれ程永くは続かなかつた。ルイ十六世の治世中にアンシャン・レシームは破壊せられ、国民主權を基礎とする自由、民主の国内政治を実現する国内革命が遂行せられた。かくて「膜は國家なり」と大言を吐いたルイ十四世の政權もルイ十五世、ルイ十六世と順次授受せられるにつれて衰頽崩壞の過程を辿つた。亦、大英雄ナポレオンも数々の武勲をたて、自己の掌中に政權を握つたけれど、「ワートルローの戦（一八一四年六月十八日）で大敗し、その政權を失ひ同年十月十六日にはセント、ヘレナ島に、監禁せられた」（神川彦松國際政治史中巻、下巻1）。この外、イギリスの名誉革命、ロシアのプロレタリア革命等、幾多の歴史的事実が示しているが如く、特定の政權が不変のまゝに發展してきたものは絶無である。我国においても徳川政權は外面的には不変形態のまゝの推移を示し乍らも、時の流れと共に、変革を続けてきたのである。

徳川政權を成立せしめた支柱が次第に動搖し始めたのである。前章の第三節第二項に述べた四大支柱のうち、經濟的支柱が早くも振動を始めた。いかなる堅固な家もその土台が弱まると必然的に家全体が弱化する如く、徳川政權も經濟的支柱の弱化作伴つて、封建体制維持に必要な權威を損傷するようになるのである。徳川幕府の強固なる体制は少なくともその初期においては強固そのものであつた。

自然經濟は土を基盤にしてスムーズに運営せられ、幕府の財政は農民の貢租によつて充分用を足していた。しかし、実はその中に時の経過と共に微妙な変化のきざしが芽生えてくるのである。農業生産力、原始諸産業、工業等の發達に伴つて、商業が盛んになり、町人階級なるものが出現するに及んで、従来の自然經濟は必然的に變革せられた。商工業の發達は町人をして商

業資本を蓄積せしめ、次第に貨幣経済を生み出した。徳川幕府の寛永年間（一六三六）の貨幣制度の統一により、信用制度、両替業が発達した。このような貨幣制度、信用制度の整備発達と共に、貨幣資本は両替屋、掛屋その他の金融機関を通じて巨大な蓄積高に達するが、またそれは武士への高利貸附たとえば、蔵前の札差と旗本、御家人との関係、大名等を通じて高利貸資本として活動した。商業資本、高利貸資本の発達は内交通、都市の勃興を盛んならしめた。このように自然経済から貨幣経済への移行は武士階級を困窮化⁽⁴⁾ならしめ、幕府財政の窮乏化を推進せしめた。幕府の財政は、家康以来莫大な貯蓄を持っていたので、大体四代將軍家綱（↓一六八〇）あたりまでは困らなかつたが、五代將軍綱吉（↓一七〇九）あたりから、その生活が非常にせいたくになつたため、まず破綻を暴露した。

しかし、最初はこの莫大な蓄積を放出したから何とかまかなえたが、それが無くなると、まず一番安易な手段として貨幣の改悪を行い、その純分を劣悪化させてその差をとるという方法をえらんだ。元禄八年（一六九五）、宝水八年（一七一〇）正徳三年（一七一三）等の金銀改鑄がこれである。また幕府は町人に御用金を賦課してようやく急場をつくろつたのである。更に、商業資本及び信用制度の発達は次第に商人階級を富裕にし、貨幣の発達は漸次武士階級の窮乏化を結果した。幕府のみでなくて諸藩の財政も日々に苦しくなつていった。諸大名には貨幣鑄造権はなかつたので紙幣を乱発したりした。

亦町人から金を借りるか、家臣の俸禄を借り上げるか、あるいは農民の租税を重くするよりはかに途がなかつたので「大阪の富商一度怒れば天下の諸侯皆ふるえ上る」とまでいわれた。又、一般武士はかれらの世襲の禄以外には何の収入もなかつたので内帑をしたり、町人から借金したり、家財道具を売払つたり、家格を金銭で譲り渡したりしたのである。生活困窮者は武士階級のみでなく農民層にも拡大していった。徳川初期の自然経済時代には自給自足の線を守り通せた農民も商品経済、貨幣経済の波がうち寄せてくると、貧農と豪農の二階級に分れていった。諸大名は自己の財源を大部分農民への租税に求めていたのであるが、財政窮乏化がはげしくなると諸大名は農民に重税を課した。

農民は重税と自分自身の商業資本による圧迫との二方面から苦しめられた。これに対して農民は減税を支配者たる武士階級に

嘆願した。然し彼等の要望は武士層には通じなかつた。ここにおいて、被支配階級としての農民層が支配階級としての武士層への反抗が始まる。これが百姓一撥である。このようにして、享保年間になつて封建社会の不安と動搖の兆が次第に顕れてくるのである。享保十四年（一七二九）には伊達信夫二群の百姓一撥、寛延三年（一七五〇）の幕府の百姓の強訴禁止、宝曆六年（一七五六）には米価騰貴による米商人の売惜みを幕府は禁止している。もちろんこのような財政難は武士、農民だけが経験したのではなく、都市生活者も亦同様であつた。勿論一部の大商人は高利貸等によつて益々富裕となつたのであるが、他方においては幕府の貨幣改悪から生じた物価騰貴、商業資本の発達による商品の貨幣化が大部分の都市生活者を困窮せしめた。その結果ひとたび飢饉や天災から農村に百姓一撥が起ると都市でもそれに呼応して暴動が度々起つた。明和五年（一七六八）の大阪市民の「打毀し」などがこれである。このような混乱した時代に田沼意次（一七一九—一七八八）という人物が幕政の中心人物として浮び上つて来た。「彼は紀洲藩に生れ、和歌山で吉宗に仕え、江戸へ下つた。西の丸御小姓から宝曆一年家重の御側衆となり、明和四年家治の御用人となつた。しだいに頭角をあらはし、遠州の城主から老中格と立身したその子意知は若年寄となり、父子の権勢で政界を動かし、田沼時代をつくりあげた。（日本歴史辞典）」幕府政權は彼の政策の失敗によつてますます弱められるのである。それでは、彼の政權獲得の方法、政權獲得後の施策及びその他の諸問題について述べよう。延享二年（一七四五）家重は九代目の將軍として父吉宗から「取」を譲られた。しかるに彼は体が弱く、言語不明朗にして政治的能力が乏しかつた。故に良臣大岡忠光の手に政權は歸一した。此処に御用人政治家が、家重の將軍たりし十五年間続いた。そして宝曆十年（一七六〇）に將軍「取」を家重はその子家治に譲つた。家治もまた、平凡、柔弱、神経質で政治的には殆ど無能に等しかつた。御用人政治家は誠実、謹慎なる大岡忠光が御用人たる間は甚しい害毒は示されなかつた。だが、才氣煥発にして事を好み、而して無学にして、貧性なる田沼意次が出現するに及び風波が卷起つたのである。家治が世子たりし時から意次は家治の威を借りて傲然たる行為をなして老中から悪評を得ていた。家治が將軍となるや意次は益々その權力を自己の掌中に集めた。他の老中は彼の報復を恐れ「取」を辞する者、彼に迎合する者が多くなつた。かくして意次は明和六年（一七六九）老中格

となり、以後老中となり、専政権力を駆使するようになるのである。然し、当時の幕府内には前將軍以来の旧勢力と、新將軍によりて進まんとする新勢力との争いがあつた。旧勢力を代表する御三家、旧幕吏等は意次が頻りに事を企て、新人を起用するのを危ぶみ且つ嫌悪していた。そこで意次はその権力を揮うには自己の地位を強化することが先決問題だと考えた。彼は第一に鋭意新人を用い、旧吏を退けて己の勢力を扶植したけれども、この新人が必ずしも能人ではなかつたので又多くは正人ではなかつたので彼の声望は之によつて益々傷つけられ、兼ねて、彼に反感を抱いていた家治の寵姫津田氏の一党をして益々その流言を放つの機会を得せしめたのである。

意次は第二に、江戸において一種の外交社会を組織するお留守居を以て、己の勢力範圍とし、之によりて外援を外様の諸侯の間に植付けんと努力するのである。彼が第一に着目したのは薩摩の国主島津氏であつた。意次は先ず一橋治済の子、家齋を養つて、將軍家治の世子たらしめんとして、家治の裁可を得た。更に彼は紀伊尾張、水戸の三家の反対を押切つて島津重豪の娘を家齋の夫人として迎えたのである。

ここにおいて、島津氏は將軍の世子の外戚となつたので、意次は殿中における席次を変えて、越前、加賀等徳川氏の客分たる諸侯と一諸に島津氏を列席せしめ、国持大名の席次を脱せしめた。この婚姻政策は幕府権力を弱化、動揺せしめる一つの因子となるのである。即ち従来薩長土肥等の外様藩は幕政に対して無権力であつたのが西南の雄藩たる薩摩の勢力が幕府内に侵入して来た事は溜間に在つて常に將軍を補佐していた会津、彦根、桑名等の譜代藩及び御三家をして不満を抱かせるからである。

マキヤウエリは君主論の中で「静的な機構がそのまゝで在統するときはそれでよい。だがその崩壊は機構そのものの中から起る（黒田正利訳四三頁）」と述べている通り、田沼意次のこの策略も幕府の旧来の機構（親藩制度）を薩摩と幕府との婚姻によつてゆがめたのである。

島津氏は意次に感謝し、長さ三間の白銀の船を彼に贈つた。尚、他の外様諸大名も意次と結び盛んに賄賂を使つて意次の意を

迎えた。

かくして意次は外様雄藩の勢力をバツクにしてその専權を行使したのであるが、彼の治世は成功せず世の中は、益々乱れ、官紀は紊亂した。

天明四年三月二十四日、田沼意次の子意知は殿中において私怨によりて佐野善左衛門のために斬殺せられた。意知は当時若年寄であつた。父意次は之がために意気衰えることなく、盛んにその財政整理の新法なるものを行つた。意次は盛徳の君子ではないけれど、彼の為さんとした所又為した所は必ずしも凡て不正なものではなかつたようである。田沼の三徳法（幕府を利し、諸侯を利し、商民をも利すべし）及び印幡沼の開墾も又新法一切が行われなかつたのも当時の時勢が已に衰敗し、人心已に萎縮し、官吏の無能等による障害がそうさせたのである。享保の頃の吉宗の収斂政治は意次に至る迄その害毒を流した。かくて百姓はその失政の原因が吉宗に在るを知らず意次を怨嗟した。他方、御三家等の反対党の反感が日々に募つたので、意次も遂にその地位の不安を感じて、反対党と妥協しようとしたが時已におそかつた。

天明六年八月二十日家治が死んだので、御三家相議して、家齋の生父、治済と田沼意次との専權を防がむがため、田安宗氏の第三子にして、白河侯の家を襲げる松平定信を老中の首座として庶政を総攬せしめ、田沼意次はしりぞけられた。かくの如く、意次は彼の企画した諸政策即ち人事の刷新薩藩との結託、三徳の法、印幡沼の開墾、公債発行問題等を実現することなく老中職を天明六年（一七八六）に辞職させられたのである。

幕府は一國の主長ではあるが、實質的には一大侯に過ぎず經濟上に於て全国に号令する力が乏しかつたが故に意次をしてその政策を失敗させたと云い得るのである。ともかく、幕府は、田沼時代（一七六九—一七八六）の混乱期においてその權威を失遂させたのである。

扱て、意次に代つて老中として登上してきた松平定信とは如何なる人物であつたか。

彼は八代將軍吉宗が、京都の朝廷に親王家のあるのを真似て、新に作り出した御三家の一、田安家（一七三〇年創立）の出身

であつた。若し、一橋家の家齋が將軍とならない場合は当然將軍たるの要求権を有する人であつた。彼は氣宇、一世を蓋うの英雄ではなかつたが、謹慎方正にして學問識見において當時の政治家中一番勝れてゐた。今や三家を始めとして老実の士及び田沼意次の不謹慎なる政治に失望した者、又幕府の権力が何人の手に歸するも頓着せざる一般市民に至るまで皆彼の出現を歓迎した。

定信の施政方針は意次によつて崩された吉宗の施政をもう一度自分の手で復活させようとするものであつた。それはとりもなおさず意次の行つた政治を改革することだつた。

定信の実行した改良政策を寛政の改革とよんでいる。しからば彼の改革政策は成功しただろうか。彼の業績をまず見ることにしよう。

定信は其政策の第一着の事業として、田沼意次が加恩として贈賜せられた二万石の地を奪ひ、幕府に出仕するのを禁じた、意次のもとでその政策の案出、実行の任に當つた勘定奉行松平伊豆守秀持の恥を免じ、その地番五百石の半ばを奪つた。世人は之を聞いて喜んだのであるが、兼ねてから意次と姻籍關係にあつた老中水野出羽守忠反、寺社奉行太田備中守資直は禍の其身に及ぶのを恐れて田沼氏と婚姻を絶ち、之を幕府に届出たのである。ここにも當時の政治権力に強制性が如実に現れてゐる。即ち一度政權を把持したならばその政權担任者は殆ど自己の判断にもとづいて施政を行うことができた。その政策の当、不当は別として。尚面白い現象は前記の水野、太田の様に権力者が變ると自己の看板を早急に交替させるといふ技術である。これは當時の老中定信の権威を知る側面ともいえる。定信は特許制度の多くを廢して当初江戸の市民に喜ばれた。然し、その施政の方針が凡て享保の古に復さそうとしたので、一部の有識者は疑問を抱き始めた。

定信は歴代の老中がなすが如く、驕奢を禁じ万石以下の者には衣服の新調を許さなかつた。

上衣も今まで縞類を着用しなかつたが、今後はこれを着用せよと命じた。家屋も破損していなければ新築する要なしとした。心得のためとして彼は儉約令なるものを書写して下士に与えた。彼は更に此儉約令を町人にも応用しようと考え、その住

居衣服を美麗にすることを禁じ身分不相応の衣服を着けている者は姓名を聞き質し、町役人を添わしめて、奉行所に抱引し、違法の罪を問わしめた。その身分不相応のものを決するのは幕吏の認定に一任されていた。日用雜貨に至るまで嚴格にその品質値段等を現制した。彼は鋭意幕政の改革に主力を注いでいたので身を以て一世を導かんとして殿中に出仕する時には夏はさらしの染帷子に津辰子の肩衣松枝平の袴を着けるのみであつた。他方において彼は数々の忠孝の者を集めてこれを賞し、好官汚吏、若しくは家事不取締の者を罰した。享保以後の政治家が一度は為した如く、彼も市府を抑えて農村を固めようとした。即ち農民が市邑にあるものを戒諭してその郷里に帰した。旅費の足らざる者にはこれを支給したのである。その他繁文虚礼の改正、官紀の改善、男女混浴の禁止、売女禁止等々あらゆる部面において幕府を改革せんとした。

しかしながら、彼の熱意と法会を以てしても時代の潮流をくいとめることはできなかった。その理由の第一は商業資本の発達による各階級の矛盾対立であり、第二は天明二年より七ヶ年の間に亘る奥羽の凶作である。この凶作のもたらした大飢饉は、大なる社会問題として定信の施政まで尾を引いている。第三は定信の諸政策が凡て友動的なものであつたので当時の混乱の中に生活していた世人の協力が得られなかつた事である。彼の熱心と誠実とは多少その改革に効果を及ぼしたとはいえる。

しかしながら、彼は天下に孤立独往し、彼を助けて其志を達成せしめようとする勢力を一片も有しなかつたのである。神社寺院はその門前に売女、女、男色を置き専らその社寺の繁栄を謀るほどであつたから宗教も彼の味方ではなかつた。又彼が大奥の浮費を節せんとして老女が使用する文箱の紐の長いのを短宿せしめようと老女に勧告すると、朱紐の長いのはお家の長久なることを表示するものであるとして、昂然老女は彼に反対した。大奥も改革の味方ではなかつた。かくして、幕府内の人々も法制も彼の味方ではなかつた。この間にも幕府の財政は日々困窮していつた。然し、一部の商人階級は日々富裕となりつゝあつた。

定信の儉約令も彼等にはそれ程痛切には響かず商家の子女は美服をまとい、高価なる練羊羹もこの頃始めて江戸に出現したのである。

このように定信の改革は時流に抗する事が出来ず失敗に終るのであるがこゝに我々が注意すべきことは定信が学問を起して人心を起さんとしたことである。この事に関しては章を新めて論述することにして以上述べた幕府の財政政策及び政權維持政策についても一度考えてみたい。徳川氏は武力によつて天下を統一し、中央政府としての幕府を創設し、集權的施設をなした。しかしながら、他方において何処までも封建的分權を認めていた。

強力な封建体制を作り武力によつて我が国全体を支配していたのであるが、結局徳川氏も一大諸侯の如きものであつたから諸侯に対してはある程度の分權を容認し乍らも絶えず統制を加えていた。この統制も慶長八年から寛永十六年、十八年の鎖国令及び元禄の初期に至るまでは割合、順調に続行できたのである。

それは当時の封建領主、武士、商人、からなる社会が農民を支柱として支えられ、米遣いの經濟によつて生活していたからである。幕府の財政も、農民から徴収する現物租税米によつてその生活を維持していたのであつて、幕府の収入は全国総石高の約四分の一であつた。この莫大なる租税が幕府の政權を維持し、武力を常に強力なものとしていたのである。然し、前述した如く政權安定の重要な基盤たる幕府の財政は鎖国による外国貿易の不振、將軍のぜいたく等により次第に窮乏化を辿り、他方商業資本の発達及び饑飢により武士、農民を困窮させた。そして遂に農民は支配者たる幕府への反抗として各所において一撥を起すことになる。

農民層が幕府政權に反抗したという事実は、従来の幕府への信頼を漸次消失させつゝあつたといえる。かくして、農民からの反抗を受けた時に幕府政權は既にその權威を傷つけられたのである。この間、従来幕府から卑められていた町人階級は商業資本及び高利貸資本を着々と蓄積し、社会的に隠然たる勢力を養いつゝあつたのである。このような状況の中で幕府は対策を講じ始めた。先ず享保年間に於ける吉宗の幕政改革がある。然し結局これは失敗に終つた。享保以後は益々社会は混乱し、田沼意次の積極的政策も成功しなかつた。

田沼のあとに登上した松平定信はいわゆる寛政の改革を行つたけれども前記の通り失敗に終つた。このように徳川幕府は元禄

の中期（一六九四）から寛政の改革に至るまで経済的困窮を克服しようと努力したのであるが遂に成功しなかつた。かくて、幕府の政権はその財政困窮の故に絶えず動揺してきた。

註(1) 札差、江戸時代における旗本、御家人に対する金融機関の一種

註(2) 旗本この時代の通説では世禄一万石未満の將軍直屬の屋臣で、御家人にあらざるものの呼称であつた。

註(3) 御家人は狭義には、將軍の家臣で旗本の下位に立つ譜代の士である。

註(4) 武士階級とは、大名、旗本、御家人、下級武士（徒足、武家奉行人）等を総称したことはである。

註(5) 町人、封建政治の見地からは、町人は百姓ほど重要視されなかつたのみでなく、百姓の年貢に相当する基本的租税も負担しなかつた。町人は武士や百姓に依存するものと見られていたのである。

第二節 学問興隆政策の失敗

定信は寛政の改革において棄捐令を始めとして多くの政令を武士及び庶民に与えたが、それらは悉く失敗した。そこで彼は学問を起して人心を改め幕政を改革しようと計つた。定信の学問興隆政策を検討する前に従来幕府はどのように学問を取扱つて来たかということから始めよう。

藤原弘達先生が「更にまた明治国家の前身たる徳川幕藩制社会においてもその身分的階層制を支えていた権力倫理は外ならぬ儒教殊に朱子学のそれであつたのであり。（政治思想史序説三頁）」と述べられている通り、正に徳川幕府はその創立の当初から朱子学を幕府の官学（慶長十年）として採用している。慶長十七年（一六一二）頃のキリスト教禁止と共に儒教としての朱子学は幕府政権の支配を正当化しようと努力している。例えば林羅山は家康の征覇を湯武革命に比し、「湯武の天命に應じ人心に順じて桀紂を打ちしも、はじめより己の身のためにせん心なく、万民を救わんの本意なれば、いささかも悪とは申べからず」「唯天下の人心帰して君たり、帰せずして一夫となる」（羅山全集）と、述べている。（政治思想史序説二三頁）然しこのような考え方は中国における儒教的天命説の一面的な考え方であつて、これは皇帝とか最高指導者の更迭を合理づけるの

には良かったのであるが、君主権力及び最高指導者の権力を固定化させる機能は殆どなかつた。それでは如何なる理由で徳川政府はその初期において自己の権力を正妥化及び固定化したのであるか、それは儒教的天命説の側面にある天命の倫理としての「道」が人間に対する外的拘束として要求されていたからである。それは支配者の地位をうかがうごとき「私慾」をば徹底的に否定せんとし、人間全般に嚴重なる慾望の抑圧を要求する倫理的リゴリズムとして展開された朱子学イデオロギーがその神権説としての脆弱性にもかかわらず、幕府権力及び一般社会の安定化に機能し得た根因はかかる実践倫理を前包した自然秩序思想であつた点にある。(政治思想史序説二六頁)

父に対する子の服従を人倫の基本原則とするのが儒教であるので幕府にとつては己の体制を維持するのに都合のよい思想であつた。

かくて元禄時代に於て將軍綱吉が儒学に心酔し、聖解を建て釈典を行つたので当時の士風學問に向つていつた。そこで幕府に於ける學者の位置も高まり、地方においても、諸侯が學問に熱心になりだしたので學者が輩出した。

その後正徳時代に至りて、白石一儒官を以て、宰相の実権を握つた時には學者の前途に希望を持つたのであるが吉宗に至つて白石をしりぞけて用いないようになつた。かくて、吉宗時代より幕府に於ける學者の地位はだんだん低下して室鳩巢などは學官として相當の待遇を受け乍ら、吉宗時代において學問が盛んにならないのは吉宗が真に學問に対する熱心さが無いためであると云うようになつた。更に痴呆の家重、凡庸の家治時代を通じたる四十年間は、政務は臣官政治吏務は形式、立身は贈遺の多少に由るところの小人政治中の小人政治に移つたため、學者は幕府に重用せられず、又幕府の儒官林氏が學問の権を専有して他の昇進を好まなかつたため、有能なる學者があつても幕府に用いられる機会がなかつた。彼等は皆市民の間に於て、僅かに尊敬されるのみであつた。

幕府が學者を重用しなかつたので、一般の士人もまた、學問を輕侮するようになつた。このようにして、朱子学の權威は全く地に落ちて、學者は各門戸を建て、幕府諸侯から知偶が得られないので、一般の民衆を保護者としてその生活を維持するようにな

る。学問がこのような状態にあるのを見た定信は幕吏、及び一般の旗本に学問を奨励しようと決意するのである。

然し彼は学問を奨励するに際し、二つの過失を犯した。その一つは経世実用の学を講ずることなくして詩文を奨励したことである。その二は朱子学を尊重し、之を以て天下の学問を統一しようとしたことである。

定信は右の二策を以て天下の人心を得て、己の改革が順調に進捗するものと思つていたが、その意に反して幕府にとつて危険思想を内包する和学が勃興してきた。ここに至つて始めて幕府制度の観念的支柱として幕府の権力を維持していた儒教思想が動揺してきたのである。倫理的基礎が動揺することはとりもなおさず支配権力をも動揺させることでもある。

儒学が中国の歴史、思想、文学、技芸を一切包含して研究するが故に漢学と名づけるように、我国の古史、古文、古実、思想を研究するのの名づけて和学というのである。この和学の唱道せられたことは儒教に対して国民的自覚心の生じたる兆候であつて、享保の頃、荷田春満、僧契中等が之を首唱した。更に春満の弟子加茂真淵が大いにその説を祖述し、本居宣長は真淵の門より出てその才弁と才筆によりて漢学者を痛罵し、他国を知るも自国を知らずと為したので当時の耳目を聳動し、前後その門下に遊ぶもの六百余人に達し、四十余国に散在し、諸侯も和学の説に賛同するものが多くなつた。

宣長と同門の友、加藤千蔭、村田春海は歌を善くし、その声調は一時を風靡した。此三人相合して和学を以て一個の学問たらしめたが、盲人堀保己一、和文学の大学を立て、和学講談所と名づけるや幕府は之を保護して財用を助け、群書類従を公刊してより古史、古書等が世間に出るようになった。定信も和文に勝れた才能を有したので此の和学興隆に対して少からぬ同情を有していた。而し幕政を担任する彼としては一大失策を犯したといえる。何故なら、此和学なるものは、幕府にとつては、一種の危険思想であつて、和学の帰趣は王朝の日本は、朝廷、日本を所有し、武將は其爪芽たるに過ぎず、一個の武夫が將軍と称して国鈞を乗り、却つて朝廷に制令するが如きは僭偽の制度であつて僭偽の制度は長く維持せられるべきものにあらずと説くのである。又、徳川氏が、豊臣氏の後を承けて將軍となるや、公武法制十七条を作りて朝廷と將軍との關係を規定して一個の憲法を制定したり、夫れ天に二日なく、国に二王なし、京都の朝廷君主ならば將軍之に服従せざるべからず。

將軍若し君主にあらずんば、其朝廷の権力を制限して、一個の冠王に止まらしむるは無道なるべからず、徳川氏が此憲法を制定したる時は眼前の事情止むを得ざるものがあつたが、泰平日久しく国民、干戈の音を聞かないのであるから、唯学問と道理とのみによつて判断すれば国家の制度内における將軍の位置は曖昧なものであると説いたのである。

既に明暦年間において水戸光圀の著した大日本史にこのような思想的萌芽があり、元禄、享保、寛政と時代が移行してくるに従つて、その社会的諸条件とも關係し乍ら、和学が盛んになるのである。扱て、この和学の發達と前後して王権回復派が起つてくる。宝曆六年（一七五六）竹内式部は始め医を業としたが後京都に出て、山崎闇斎の弟子、玉木葦菴に従つて和漢の学を修め傍ら武技に通じていたので徳大寺氏の臣となり、帷を垂れて人を教えたが、その説が王霸を弁じて天皇の権力を回復しようと欲していたので從遊の士が多数輩出した。当時の一部公卿は式部の説に心酔してこれを宮中にも広めようとしたが二人の公卿の反対によつて成功しなかつた。この事が幕府に知られたので式部は後に伊勢より八丈島に流された。越えて明和四年（一七七七）山県は朝廷の式微を嘆じ、武將の専權を憤り、慷慨時事を論じて、柳子新論を著はして王霸の別を論じて王政の回復せらるべきであることを説いていた。亦藤井は常に山県の門に出入していたのである。

このように王霸の弁と王政復古の思想は前述の如く萌芽的狀態を示していたのであるが、この思想に熱を与えて生長せしめたものは和学であつた。定信は和学のなんたるかを看取することができず、遂に朱子学をも統一することができずして結局彼の学問興隆政策も失敗に歸したのである。

ここにおいて、幕府の政權は第一項で述べた財政窮乏と学問興隆政策の失敗及び尊王思想の萌芽とによつて動揺せしめられるのであるが、更に重大なる問題として幕府の眼前に現れたものはロシア船及び英国船の我国への来航である。

註 (1) 儒教の伝来は、記紀応神一六年に百濟から博士王仁が来朝して論語十卷千字文一卷併せて十一卷を上つたとあり、從來一般にこれを以て儒教伝来の始源としている。王仁来朝の年代は大体五世紀初頭である。

第三節 外国勢力の圧迫

寛政二、三年頃（一七九〇）より九州及び中国の洋中に怪船の影が再々現れて来たので、漸く識者の心を傷め、仙台の林子平は早くより此の形勢を憂慮して、人心を警発せんとして海国兵談、三国通覽を著わして欧州列国角逐の跡を論述し、他年一日露国が必ず北方の憂患を生ぜんことを論じ、国防整備の必要を説き鉄鉦を作るべきだと論じた。子平は、蘭学を修め、海外の事情に通じていたので天下の憂いに先立つて憂い、四方を歴遊してその説を語つたのである。

蒲生君平がある日子平を訪うて歴代天子山陵の荒廢を説いた時、子平は之を評して山陵の如きは、国内の問題であつて急務ではないというたのである。彼の眼中には王朝、山陵、幕府、仙台等は無く、唯一個の国家及びその国家の国防があつたのである。然し、子平が国家の安全を維持する方策を説くや、当時の老中松平定信は異学を禁止し、朱子学を興隆させようとしていたので、子平の学問を抑圧した。即ち寛政三年十二月、子平を江戸に招いて審判し、国政を私議して、奇言衆を惑わすものと、彼の著量及版木を没収して押込に処したのである。

定信に今少し、識見があつたならば、外国勢力の我国への圧迫が近づきつゝあるという事を民衆に知らして、これを防ぐという事をスローガンにして幕政の改革を為し得たかも知れない。結局彼はこの機会を把握することができなかつたのみならず憂国の経世家をも悪名を付して押込んだのである。しかしながら、間もなく子平の説の正しさが判明するのである。

ロシアはつどににピーター一世（ピーター大帝）のときわが国との間に通商関係をひらこうと考え、かかる目的の下に探險船を送ることが企てられ、又同じ試みがその後もなされたが、しかし、具体的成果を収め得ずに来たのである。しかし、ロシアが極東において西北より陸伝いにその勢力を伸ばして来る中において、他方イギリス、アメリカ、フランスは海を経由して清国へ接触するにいたり、貞享二冊（一六八五）には清国は広東を外国との間の貿易に開放することとなり、以後これら諸国は広東貿易を媒介としてその経済的活動を清国へ拡張しようとはかるにいたつた。

かかる中に他方ロシアも亦清国との間に貿易を営むことになつたのであるが、それはバイカル（Baikal）湖の南の（キャプタ

(Kiakuta) においてもあつた。この貿易においては、しかし、ロシア内とキヤフタ、と清国内との間の商品運搬は隊商によつてなされねばならず、その不便は著しいものがあつたので、そこで、ロシアとしては、清国との間に水路による連絡を設定しようと思ひ、かかる見地からオホーツク海を南へ下つたところに港を獲得しようと思ひ考へるのであつて、しかも、かかる港は極東において拡大されつつあるロシア帝国の版図を防衛する上からも亦必要なりと考へられたのである。かかる情勢を背景として、元文年間（一七三六—一七四〇年）にはロシアの探險船の姿がわが近海に現われるようになり、ついで、寛政四年（一七九二）にはロシア使節ラックスマン (A. Laxman) が根室へ來つて通商を求めにいたつた。この事件は当時の老中松平定信等を始めとして、久しく鎖国の夢をむさぼつていたわが国民に少なからぬ衝撃を与えたのである。

林子平の海防論の真なることが、かくして順次証明せられるのである。この事件は通商關係を樹立するところまでは進展しなかつた。

このように対外的事柄が幕府の重要課題の一つになりつゝあるとき、国内においては、ようやく定信の施政に対するもうれつな反対がわき起つて來た。定信の幕府改革政策は既に時勢と背馳していたのである。例い彼が此謬想を断行するにしても彼を支持する勢力はなかつた。彼の勢力は単に老中たるの権力に過ぎなかつたので、一步内閣を出れば、多くの官吏は、忠実に彼の政策を實行しようとはしなかつた。

当初は絶大なる希望を以て迎えられた定信も、中ごろは疑われ、嫌惡せられたのである。田沼意次は単なる専權者であつて、政治上の権力を把持すれば足れり、としていた。

然し、定信は政治家、文學者、道學者、經濟家であつたので一切の問題に対して意見を有し、世人をして悉く彼の意見に従はしめようと考へていた。そこで、当時の社会は彼の施政によつて自由快活の氣象を抑制せられていたので、田沼時代を恋しがる人々が多くなつていつた。即ち意次は専權者ではあつたが、彼の施政によつて直接に一般の士人市民が損害をうけることはなかつた。彼のために権力を窄められたのは將軍や老中であつた。彼は賄賂をとつて人を昇進せしめたけれど、これがために損

害を受けたものは一般の士人市民ではなくて幕府であつたのである。彼は政權以外は、人の自由競争に一任して、敢て之を拘束しなかつた。

彼は私人を用いて称賛すべからざる事業を企てたが、之がために技能才幹ある者は各々その才を揮う余裕もあつたのである。彼は朝廷に対して何等の尊敬も有してはなかつたが敢て朝廷を拘束しなかつた。然し、定信は朝廷を尊敬し乍ら、絶えずこれを制限していた。

彼は清廉な人物ではあつたが、凡てのものより自由と快活とを奪取したので次第に人氣が悪くなつていつたのである。彼は林子平を処罰しておきながら、寛政五年に至つて海防に意を向け始めた。然し、時人は何故に武備や海防に留意しなければならぬかを解し得なかつた。蜀山人は定信の文武の設備を笑うて「世の中に蚊ほどうるさきものはなしぶんぶんと云うて夜もねむられず」と歌つた。かくして、彼の海防政策が成功しなかつたのみならず、他方では、一橋治済を始めとして旧党が起つた。そして、定信が、伊豆、相模を旅行している間に群党の隱謀が成功して寛政五年七月遂に定信は輔佐取を辞めさせられた。然し、元老の礼を以て大議あるごとに登城せよと定信は命ぜられた。

天明七年（一七八七）から寛政五年（一七九三）の六年間執政の任に當つてきた定信も彼の味方を得ることができず、亦時流に抗することが出来ずここに輔佐取と老中とを辞取させられ、彼の任期中に為したる事は以後の家斉の親政と一橋治済の干渉によつて悉く破壊せられるようになるのである。彼の為した諸政策が成功してたとすれば、幕府の権力も幾分か強化せられたであろうけれど、結果的には彼が幕政改革は失敗であつたので、幕府権力はそれによつて動揺せしめられたのである。扱て、定信が輔佐取と老中とを罷めると、輔佐取なるものはここに消滅し、政局は將軍の親政となり、老中としての取分は松平信明に移るのである。信明は参河吉田の城主であつて定信の推薦したものの一人である。剛果にして氣魄があり、その氣象及び主義は略ぼ定信に似ていた。そこで、定信の政策は、しばらくの間彼によつて継承せられ、良家の婦人が女髮結に髪を結はせるのを禁じ町人がその子を勘当するのを禁じて教育せよと命じたりした。

彼は亦当時の風俗を匡正するために、寛政八年五月、品川新宿、吉原、深川の遊里に数々出入するという理由で著名なる僧侶六九人を日本橋に晒した。しかしながら、このような刑罰を以てしても僧侶の風俗を匡正する事は出来なかつた。扱て信明が老中となつてから、暫くして將軍家齊はその生父治済を二の丸に迎えて大御所と呼称せしめようとした。信明は極力これに反対したけれども、周囲の勢力に負けてしまつた。それは水野忠友が世子家慶の老中（寛政九年）となり、次第に権勢を得るようになったのも一つの原因であつたし、亦感慨ある人物が少なかつたのも信明をして敗れさせた原因でもある。

かくて、次第に水野、治済等の権勢が強くなるに従つて、ようやく信明の権力も衰えて、やがて（享和三年）に失脚した。この頃に至つて、寛政の改革は全く亡んでしまうのである。信明は文化三年復讐したけれど既にその勢力を得ることが出来なかつた。

享和二年（一八〇二）に幕府は箱館奉行を置いて蝦夷全体を統治せしめていたが、文化元年（一八〇四）五月になつて突然ロシアの艦船が一隻長崎へ来航した。彼等は我国との通商を開きたい意向を持つていたのであるが、幕府は寛政四年にロシア使節ラツクスマンに應對したのと同様に鎖国令を理由にしてこれを拒絶したのである。すると使節レサノットはカムサツカに帰り、文化三年（一八〇六）九月、船将ホウストウをして、軍艦二艘を以て樺太に來り、番小屋を襲つて番士四人をとりこにさせたのである。

番士等は狼狽して急いで江戸に報告しようとしたが、大雪のためようやく翌年四月七日江戸に使者が到着した。彼等の報告は幕府をして驚愕せしめたのであるが、四月二十一日即ち使者が江戸に達した後わずか二週間目にしてロシアの艦船が亦エトロフのナイホに入り、土民を抄掠して去り、二十九日にはエトロフのシヤナを襲つたのである。エトロフの島会所はシヤナにあつた。そこには南部津輕の両番の番士三百余人を駐屯せしめてあつた。

ロシアの艦船が来るのを見て彼等は銃を放つてこれを防いだけれど、番士の銃丸は三匁玉であつたので、射程も極めて短かつた。それに比してロシア人は大砲を發射して、砲丸の掩護の下に歩兵を上陸せしめ、歩兵もまた頗る勇戦したので、我国の

兵は大敗したのである

これらの報を聞いて幕府始め広範の庶民は相当の衝激をうけたのである。幕府は仙台、会津、佐竹の三藩に命じて、兵を蝦夷に出して防護を講ぜしめた。又松前奉行羽太正養、戸川安倫の責任を正してその恥を免じ、村垣淡路守、河尻肥後守を松前奉行とし、文化五年（一八一五）に至り、諸国に令して異国船を見れば直ちに打払うべしとなしたのである。幕府は又伊豆、相模の防禦を開始し、相模の三崎、城ヶ島、浦賀観音山崎、伊豆の下田、安房の州の崎上総の花首に砲台を築いて江戸を防禦せしめ、松平定信に命じてその守備に当らしめたのである。また朝鮮の使者は、之を江戸に迎えるにはその費用が莫大なものになるというので、今後はこれを対馬に迎えることとし、朝鮮使節来聘の費用として諸候は一万石に七十両百姓は百石に一両の献金を命じた。そしてこの集めた金を北辺の防備に用いたのである。

このように幕府はロシア船の来航によつて精神的にも物質的にも損失を被りつつあつたのであるが、ここに亦英船の渡来によつて幕府の対外政策は急を上げるのである。

英国は元和元年（一六二一）にオランダとの競争に負けて我国を退却したので、その後日本国民は英吉利の国名すら記憶にとどめていなかった。しかし、宝元年（一六七三）五月、突然英船が長崎に至り、通商を求めたが、当時の幕府はこれを拒絶した。その後英国は日本に対して断念し、久しい間日本に通商を希望しなかつたのであるが、寛政八年秋、英国の一探險船が北海に姿を現わしたりしたのである。更に文化五年（一八〇八）に至り、長崎に英船が来航した。即ち、この年英の水師提督ドゥリー(Drury)は、一艦隊を率いて、東洋の海面を遊戒していた。その主なる目的は、オランダの商船を捕獲することにあつたのである。何故なら、文化五年といえは欧州の天地はナポレオンの大飛躍のために欧州は動揺していた時である。そして二年以前（一八〇六）ルイ・ボナパルトがオランダ王となつて以来、暫くオランダなる国名は世界の名簿より除かれ、フランスの一属邦となつた。この欧州諸国における戦乱の波動は固よりその東洋における植民地にも及び、オランダ本国とオランダの東洋の植民地とをフランスは合併したのである。ここにおいて、海洋国にしてフランスの好敵手たる英国が旧オランダの植民地

及び商船に目を向け始めたのである。

扱て、ドルリーは始めにバタビヤと長崎との通商を阻害せんがため、八九月の頃より部下ペリニー (Fleet wood pelew) に命じフライグート・フェートン号 (Phaeton) に座して、その商船を日本近海に捜索せしめた。丁度、この頃は恰かも定期の商船の出島に来航すべき時期であつた。ペリニーは一月余遊戒の後にその所在を知らなかつたのであるが、既に長崎に到着しているであらうと考えてはいた。それに薪水が欠乏していたので、長崎に入泊して事を計らうと欲し、文化五年八月十五日オランダの国旗を掲げて港外に現われたのである。オランダ商館の甲比丹ゾーフは之を聞いて本年入港予定のオランダ商船が来航したものと信じ、旗合せのため部下二名を長崎奉行の属吏と共に新来の船に赴かしたのである。然し、英船の術中におちいつて二名オランダ人は船中に囚禁され、我が国の役人は逃返つたのである。早速この英船を撃沈しようと試みたけれど、英船はオランダ人を恐嚇して十分な薪水を得て順風に乗つて退去してしまつたのである。このため、当時の奉行松平図書頭は国体を傷つけし責を負つて切腹して果てたのである。この後五年即ち文化十年 (一八一三) 英船二隻が長崎に来航したけど、甲比丹ゾーフとの商取引を終つて帰つたのである。

この後英船の長崎に来る事暫く絶えたが、その商船もしくは捕鯨船が我国の太平洋沿岸に再三出没して邦人を驚かしたのである。即ち文化十四年九月 (一八一七) に伊豆安房の海上における漂泊、文政元年 (一八一八) 五月露領オホツクに赴いて交易に従事していた一商船がゴルドンの指揮の下に相模浦賀に入港し、通商を求めて拒絶された事、又同五年四月 (一八二二) には、一捕鯨船浦賀に来て薪水を乞うた。かくして、その度毎に沿海諸侯は無数の兵船を出して警備に當つたのである。文政七年 (一八二四) には一隊の捕鯨船が常陸の海上五十里余の所に漂泊していたので、沿岸の漁民は次第にこれと親しくなり、遂に物々交換をなしたのである。

然し、次第に見慣れない洋品が水戸領内に散見するようになり、終に蕃史の怪しむ所となり、事忽ち發覺して獄に下されるもの三百余人に達した。更に、同年五月には、此等捕鯨船の乗員なりと思われる英人十二人が常陸に上陸して、我が国の役人に

捕えられるという事件があつた。然し薪水を求むる外に他意のないことが分つたので彼等は釈放された。僅か数人の外人に対しても当時の幕府及庶民は極度に警戒したのである。此等捕鯨船の中には不良の徒があつて、同七年八月薩摩宝島に来て、牛を取得せんとして島民に拒否されたため、無法にも銃器を携えて上陸し、妄りに牛を射殺して、持去ろうとしたので島民と英國人との間に争を生じ、双方に死傷者を出したのである。これは全く匪賊的行為であつて、彼等の行為は幕府に多大なる影響を与え遂に翌文化八年二月に異国船打払の令が文化五年のそれに次いで發布されたのである。以上述べた如くロシア及びイギリス船の来航が盛んになるに従つて、幕府はその力を内政面のみでなくて外政面にもより多く注いだのである。そして外船の来る度に当時（文化、文政）の人々は多大なる衝撃を受け、オランダ人と中国人しか知らない当時の人々はロシア人、イギリス人を一種の恐れと警戒とをもつて眺めたのである。かくして、世の中が騒然となるに従つて、幕府はより莫大なる海防費、より強大なる力を必要とするのであるが、松平定信が退任して後、將軍家齊が二十五才にして親政を司るようになってからは、將軍の生父治済が忽ち勢力を得て政務に干渉するようになり、又田沼時代の老中水野忠成が世子附の老中となり、更に一橋附家老久岡縫頭を治済が味方にするに及んで幕政の実権は殆ど治済等の旧党に属し、老中信明も遂に享和三年いつたん失却し、文化三年復職した。然し、世の中は定信の退任を契機として奢侈に流れ、海防や内政に対する充分なる努力を幕府はしなかつたのである。

かゝる間に松平信明が死んで文政元年（一八一八）には、水野忠成御側用人より老中となり、次第に勢力を得るに至る。水野はロシア船が久しく来航しないという理由で北辺に対する防衛費をけずり、箱館奉行を廢し、其他を松前志摩守に与えたのである。このようにして、北辺の憂が久しく忘れられると江戸城中の貴族及旗本は驕奢淫逸の生を営むようになり、定信の旧業は全く破壊せられるに至る。

將軍及び父治済は日夜遊覧に忙しく、老中水野忠成は深く世情に通じて俗才はあつたけれどもあ媚輕柔を以て本領としていたので、大事担当の気魄に乏しかつた。水野の政策は一意大典に結びついてその地位を保とうと欲していた。そして京都の公卿に

對しても事ごとにその意を迎え、公卿を請じてその管絃を聴き、或は彼等のために蹴鞠の技を催し、或は久しく絶えたる大嘗会を起し、石清水の臨時祭を再興し、機会ある毎に巨額の黄金を贈与したり、施設百端其好意を開沢しようとしたのである。京都の公卿も定信時代に幕府の怒に触れた後にこのような好意を示されたので、中心より歓喜した。そして、文政元年（一八一八）には、上皇より御料の冠と袍とを家齊に賜い、文化五年には家齊を左大臣従一位に世子家慶を内大臣正二位に、將軍夫人を従二位に叙したのである。

將軍が左大臣になつたのは家光以後絶無の光寵であつて、世子が大臣となつたのは、武將あつて以来始めてのものであつた。文政十年（一八二七）には、遂に足利義満以来、未だ曾て存しない太政大臣を現任將軍に与えたのである。これより江戸城中の儀文格式も、拡大せられてその生活も益々驕奢となつていくのである。殊に、家齊は夫人の外に十六人の妻があつて、二十四人の御手附があつた。子供は五十九人もあつたので、これらの大多数を諸侯に与え、或は養子、或は夫人となしたのである。

そして、その嫁資として、少からぬ封禄を持たせたのである。当初の中は大諸侯のみに婚嫁させたのであるが、後には小諸侯にも与えなければならぬようになったので（數の關係で）家格の低い小諸侯などは自家の格を上げるために競つて家齊の子を得ようとしたのである。

何故に家齊の子を欲するかといへば、勿論、権力の分前にあずかるためである。封建時代に於ては、人的な結び付によつて政治が行われたので、將軍という大樹のもとに頼ることが、諸侯にとつては自家を保全し、繁榮せしめる唯一の手段だったのである。しかし、競争が激化してくると必然的に凡ゆるコネクションを通じて家齊の子を得るように運動するのであつて、そのためには老中や御側御用人に賄賂を用いるものがでてくる。そして、ひとたび將軍の子を養子又は嫁として得るようになる、その大名は忽ちにして権勢を得ることが出来たのである。

かくの如く、贈賄賂が盛んになると幕府内の権力も御側御用人と大奥に移るようになるのである。新番頭格中野播磨守の如

きは、その養女三人が家齊の侍妾であつたので、その権力は最も大であつた。それ故に、賄遣のその門に集まるものは最も多かつたのである。外国の勢力が迫りつゝあるにもかかわらず幕政は乱れ庶民は平和の夢をひたすらに追求しようとしていたのである。この時代即ち文化、文政の頃には江戸はすでに、市民と旗本と諸侯の家人とを含して、殆んど二百万人の大都會となつていた。かつて京都は名譽を得るの地、大阪は富を得るの地、江戸は権力を得るの地、であつたけれど、今では富も名譽も権力も凡て江戸において求めるようになったのである。しかし、幕府の財政は次第に窮迫していつた。それと共に、旗本の生活も苦しさを増していつた。彼らの中には生活の苦痛から逃れるために富家より男子を貰い受け、その持参金によつて自家の暮らしを立てる者もあつた。文化、文政の頃に至つては此種の養子は公然の制度となり、更に一転して御家人の株は公然と売買されるようになった。幕府の武力の中心体である旗本の窮乏は幕府の權威を弱めていくのである。

幕府の財政は寛政十一年より文化十三年に至る十八年間に五十余万両の不足に達した。

幕府はこの不足を補充するため、その慣用手段たる貨幣改鑄政策に頼ろうとした。当時の貨幣は、元禄の改鑄以来已に數次の改鑄を経て、非常に粗悪な貨幣となつていた。そこで、老中及び勝手掛の青山忠裕が改鑄に反対した。

しかし、幕府は、更に新法を案出して、文化元年新に二分判金を鑄造し、二枚を以て小判一枚に換えた。その質は非常に粗悪であつたので、人民はこれを元文小判と換えることすらいやがつたのである。文政二年には更に口実を設けて、一切の小判を引上げて、之を改鑄し、文政小判なるものを発行した。それも質が悪く、數量は大であつた。以後、一切の金銀貨を改鑄して一時を過したのであるが、文政十一年（一八二八）より天保八年（一八三七）までの十年間に改鑄によつて得た幕府の利益は九百万八千両に達したといわれている。このように幕府は僅かに貨幣改鑄の出目（額外利益）によつて、その財政を支えていたのであるが、将軍も治済も、放侈驕奢を尽していたので、老中以下の幕吏も同様の生活をなし、幕政は益々困難を極めていつた。

天保八年には将軍家齊が西の丸に隠居して、その子家慶に将軍職を譲ろうとしたけれども、その費用に窮していつた。そこで、

時の老中大久保忠真は自家の近親戚族を辿つて、島津氏より十万両、松江の松平齊貴より三万両、大垣の戸田氏より二万両、松前氏より一万五千両を献金せしめて、隠居讓取の式をおえたのである。

かくの如く表面華やかな家斉時代も実相は衰頹の兆が見え始めていたのである。家斉の乱脈政治は五十年に及んだのであるが、天保八年に至つて、彼の失政に対する弾劾を試みるかのように大阪に民変が起つた。これが大塩平八郎の変である。これより先、天保三年は、天候甚だ悪く全国は概して不作であつた。更に四年には凶作であつた。それに加えて、金銀を改鑄して、その質を粗悪にしたため、貨幣の価格が減少し、米価が非常に騰貴した。江戸市中に於てすら、饑餓即が路上に横たわる惨状を呈していた。窮民は処々に集団を作り、富豪を襲撃した。特に、武蔵、美濃、甲斐、上野、下野、において発生した襲撃事件は最も大なるものであつた。諸侯の力はこれを制圧することが出来なかつた。窮民は自ら疲労して退散したのである。これより先数年、一種の浪人共が数人隊を組んで掠奪で四方をあらし廻つていたが、藩史、代官はこれの取締をなすことができなかつた。同様にして、盜賊が各所に出現しても制圧できなかつたので、地方の豪農は自己防衛のため劍客を招いて武術を学ぶのであつた。

このような乱世においては、人心も次第に幕政を嫌悪するようになっていつた。此時、あたかも救世主の如く、起上つたのが、大阪の大塩平八郎であつた。平八郎は幕府や富豪を説いてこの乱世を改めようとしたのであるが、相手にされなかつた。そこで私財を投じて窮民を救助した。しかし、遂に自家を焼き、大阪城に向つたけれど、同志平山助次郎が平八郎を裏切り、幕吏にこのことを密告したため、平八郎の乱民は大阪番の諸藩の軍によつて制圧せられた。平八郎は自殺して果てたのである。

この民変によつて、焼失した家屋は一万八千二百五十余で、大阪あつて以来の変災であつた。大阪における大塩の乱は幕府政権に対する一つの挑戦であつて、幕府の威信が弱化したことを物語るものである。

註(一) 御側御用人は側衆ともに將軍の近侍で將軍の秘書官、諮問機関をつとめた。

第三章 徳川政権の衰頹

第一節 薩摩藩

古代より廢藩置縣に至るまで、一種の治外法権的地位を保っていたのは我國の西南端にある薩摩藩であつた。鎌倉幕府の創立に際しても、古來京都の中央政府から殆んど独立の治政を行つていた奥羽は頼朝のために討平されて全く幕府の治下に歸していたけれど、薩、隅、日の辺は島津忠久が島津庄の庄司として下り、中央政府の権力以外に治めていた。足利幕府は鎌倉幕府よりも一層その権力の及ぶ所が狭小だつたため、島津氏を完全に手中に握ることはできなかつた。豊臣秀吉は一度西征して島津氏の心胆を寒からしめたが、但だ島津家に対しては、その侵略したる土地を削つただけで、旧領には全然手を触れず、腫物あつかいにしていた。しかし、秀吉は密偵などを放つて絶えず島津氏の内状を探索せしめていた。

慶長五年島津氏即ち薩摩は豊臣の味方となり、関ヶ原において家康の軍と戦つた。しかし、戦局利あらず島津氏は敗走した。家康は全国平定後も島津氏に対する処置において、他の諸大名(敗将)とは異つたやり方をした。即ち、家康及び老臣等よりも使者に誓書をもたらして薩摩に遣し、百万その君臣を慰諭し、本領相違ない事を堅く約束して藩主の上洛をうながした。

忠恒が上洛して家康と会見した折には、家康は、当年の敵対を責めず、又自分の許に置いてある浮田秀家の命乞いさえ聞届けたのである。そして、徳川氏が頻りに城普請をなして、諸大名にその手伝を課したにも拘らず、島津氏にはこれを免するなどして優待したのである。

恩をもつて島津氏の鋭鋒を挫こうとする家康の政策は成功して、ここに島津氏も只管一意専心に徳川氏を奉戴するようになったのである。かくして、島津氏は徳川氏の勢力下に服したけれど、幕府にとつて薩摩は一種の脅威的な存在であつた。それ故に絶えず監視の目を西南に注いでいた。勿論、薩摩の力のみで、徳川幕府を打倒できるものではなかつた。なにしろ、徳川幕府は徳川氏を中心として運営され、征夷大將軍として軍事を掌握する將軍は、同時に自己の直轄地における領主であつた

し、直轄地は全国六十八ヶ国中四十七ヶ国にわたつていた。それは全国の四分の一をしめ、しかも政治上、経済上の主要土地はいずれもその範囲内に属し、さらに貨幣権をも掌握していたので、経済力に支えられた幕府の武力は絶大なものであつた。

これに対し、薩摩の勢力は七十万石にすぎなかつた。それに薩摩は政權の座にあるのでもなく、単なる一外様大名でしかなかつたのである。以上のように幕府薩摩の力関係は、前者が後者を圧倒していたのである。

幕府の政治網の一つとしての各藩孤立化と孤立化せる各藩を中央に結びつける政策とは確に幕府政權を維持するに役立つものであつた。しかし、各藩の内政は或る程度、各藩に任せられていたので、ここから、各藩の政治力の強弱が生じ始めたのである。

註(一) 諸大名の將軍に対する臣従関係は、慶長十六、十七年の兩度にわたり、家康に対して彼を將軍と仰いで忠、誠を攻す旨の誓約をしたことに根拠をもち、その後將軍の代替ごとに同じ趣旨の誓詞を奉る例が続けられた。

第二節 薩摩藩の勢力

幕府の巧妙なる勢力均衡策はよく諸侯をコントロールし、各藩の藩庫を涸渇せしめるための財政負担(改修工事、参勤交替)政策は幕府への各藩の反抗力を消失せしめた。然し、南西の雄藩薩摩にとつては幕府のこのような政策は重大なる痛手とはならなかつた。何故なら、幕府の勢力の中心から薩摩は遠く隔り、徳川氏に対して等しく敵意を抱く諸藩に囲繞されていところから、また封建日本における最大の財政収入と強い郷党心ならびに猛々しい戦斗力で知られる兵士とを擁しているところから、この藩は徳川氏に対する不平をあえて隠そうともしなかつた。それに、薩摩は又近代兵器の使用と製造において先駆者であり、外国貿易の禁令にもかかわらず、琉球諸島を根拠地として中国と通商関係を維持していた。外国貿易(密貿易)によつて富裕になつた薩摩藩は海外から多くの文明を吸収して漸次その力を蓄積していたのである。要するに薩摩が徳川初期から末期に至るまでその勢力が大であつた理由は、第一には薩摩藩自体が七十万石という一大雄藩であつたことであり、第二には、江戸

幕府から遠く離れていて幕府の勢威が充分に影響しなかつたことであり、第三には琉球を媒介して中国と密貿易をなし、その富を得たことであつた。

これら三つの要素が主として薩摩の勢力を強大ならしめていたのである。それでは如何なる方法によつて薩摩は密貿易を行つていたのであるか、亦その密貿易がどれ位薩摩にとつて必要なものであり、幕府にとつて脅威的であつたかという諸点について記述しよう。

註 これらの外様大名(薩、長、肥)は関ヶ原役ののち、家康に服従せずにはあまりに微力であつたが、そうかといつて幕府がかれ

らの半独立的な地位にあえて正面攻撃を加えるにはあまりに強大だつた。これら外様大名のうち最も恐るべきものは南九州の薩摩藩であつた(E・H・ノーマン、日本における近代国家の成立五三頁)

第一項 薩摩藩の密貿易

慶長十四年(一六〇九)島津氏は琉球を征服して官庁を那覇の西村に立て純然たる日本の属国とした。而し、島津氏はいつたん琉球を降服せしめたるにもかゝらず、従来琉球が支那を宗国となし、交易していたのをみて、琉球が引続いて支那と交易することを黙認したのである。冊封使が琉球に来航するときには、その船を、「冠船」というたのである。冠船の滞留中は、一切日本との關係を秘し、琉球が薩摩の附屬となつていふことを決して唐人に語つてはならないと薩人は琉人に命じた。又日本の高札は首里、泊、那覇近辺の間切(村落)に掛けることを禁じた。大和年号(日本の年号)にはほん衆(日本人)の氏名、大和書物器物等を一切唐人に隠すべきこと、那覇久米村に於て、京錢を使用すべからざることを命じた。それから大和歌、やまと言葉を使用しないこと、例え唐人等がやまと言葉にて談話しかけることがあつても、それを解せない風を装ふべしと琉人に命じた。冠船滞留中、薩人は如何なる態度をとつていたかというところ、琉球人の願望をいれて、一時遠隔の地に退去して、支那人の視界から逃れていたのである。

島津氏が琉球を降して内外の政策を訓令していたにもかゝらず、琉球が支那に対し藩属の關係を有しているのを黙認したの
は何故かといえ、唯貿易のためであつた。

支那は倭寇、及び秀吉の朝鮮征伐以来、日本人の支那沿岸に至るのを禁じていたので、我國の商船で支那へ行く者は、海寇か
又は密商のみであつた。しかし寛永年間に幕府が國を鎖して我國の商船が海外に出るのを禁止したため、茲に我國の商船は海
外に出る機会を失い貿易は唯外船の来るのを待つて営まれた。しかるに、流石に乱暴盲目の徳川氏も琉球を以て特別の一地方
となし、海外禁航の命令を此処に及ぼさなかつたため、琉球のみは、その商船を外に出すことが出来たのである。支那もまた
琉球がひそかに薩摩と密接の關係を結んでいることを知つていながら、陽に之を薩属と称することに満足し、琉球船の支那に
来るのを禁止しなかつた。かくして寛永以後二百数十年間、日本國中、外國と自由に商売し得る唯一の港は琉球のみとなつた
のである。琉球が支那と貿易する際には、その船に「進貢船」、「接貢船」の二種があつた。進貢とは琉球より貢物を載せ
て、支那の朝廷に奉ずるものであつて、接貢船は進貢船を迎えるため、支那へ行くのを称した。しかしながら、實際は此二者
共に、官營貿易船であつた。

故に、朝貢と称しながら、琉球が一年に二回又は三回朝貢していた。これに対し、支那の朝廷は、貢物をうけて、その代価を
与え、朝貢使の一行を給養する制度があつた。後には、その煩雜に悩まされ、明の成化十年には、その毎年の朝貢を禁じ、二
年一貢となし、更にその朝貢使の一行を百人以内と制限した。清の康熙年間に至つて、進貢船を持つことが寛大となつたた
め、清琉間の貿易は増大したが、これより以前、その貿易資金は、薩摩藩より給与していたのをみると、支那琉球貿易の大部
分は、即ち事実においては、薩摩と支那との貿易であつたことが分る。

慶長十六年（一六一一）、薩摩藩が琉球の官吏に与えた覚書中に「唐之可」被遣銀子分量の事に付、今度銀子銅為渡唐差下候
事、但し銀子は十貫目、銅は一万近とある。これは、もとより琉球の貿易資金の全額ではないけれども、如何に薩摩が、支那
貿易に留意していたかを示すものである。

天和二年（一六八二）進貢船二隻が支那へ行く時に持つていった銀は、八百七十六貫目、貞享元年（一六八四）には、八百八十七貫目であつたといわれている。そして琉球より輸出する貨物と進貢使自ら携帯する雑費金六千両は、この他であると伝えられている。（南島沿革史論）薩摩藩が貸与した資金がこれらの資金の一部であることは明白であつて、元禄元年（一六八八）に貿易のために琉球人が鹿兒島の市民より借用した金は八千両に達したといわれている。このように琉球貿易の大部分は、官利併せてその大部分の資本を薩摩は供給していたのである。そこで、薩人は事実上於て、琉球貿易を指揮し、元禄元年には、京都の原善兵衛を琉球が支那よりもたらすところの商品の問題とするを許可した。

薩人のなす所は、これだけに止まらず、寛永八年には、藩主は伊知地心悦なるものに命じ琉球の使者と共に、琉球服を着けて支那の福建に至つて貿易せしめた。これより毎年琉球の朝貢使の船に薩摩の産物を積んで、これを支那に売らせた。帰りは支那の白糸織物を買つて運ばせた。清朝に至つて琉球館を福建に立てることが許可されたので、清琉貿易は益々盛んになり、島津氏は毎年琉球王の使者を福州に送り、そこで支那人及び阿蘭人と貿易せしめ、これを長崎に廻送して売却した。その名は琉球王の貿易品と称しても、実は島津氏の貿易品であつた。

かくして、薩摩は、大隅の東海岸波見、相原に御用船取締役を設け、此等の地方より毎年三十艘を限つて、春秋二度に分ち、琉球と来往せしめた。それすら、支那、琉球に使用するため、洪武通宝、大中通宝、元豊通宝等の錫銭を鑄造した。これが加治木銭といわれるものである。その他種々の方法によつて、長崎に赴く唐船を薩摩に招き、阿久根、羽島串木野、川田、加世田坊の島、山川、根占等の地に唐通事を設け、薩藩自ら三字話、請客人、苦惱子要緊話等の支那語教科書を刊行して、支那語の通訳者を養成した。後には更に「異国方」と称する官邸を設け、支那貿易、阿蘭陀貿易を經營せしめた。島津重豪の世に至つて更に深く力を外国貿易に注いだのである。

このようにして、薩摩は密貿易による利益によつて、その藩庫を充実させ、その富の支援によつて、絶えず強大な武力を創り上げていたのである。徳川幕府が田沼意次の失政のために、苦境にあつた時、薩摩においては島津重豪という大人物がその藩

政を司つていた。

第二項 重豪の格性

薩摩藩は徳川家康時代の義久・龍伯が既に十六代で我国における旧家中においても最も旧家の一つであつた。島津家二十四代重年の時代には木曾川改修工事（宝暦四年）が見事に成功し、薩摩の勢威を如実に發揮したのである。島津重年の子が重豪である。重豪は延享二年（一七四五）十一月七日に生れた。宝暦四年（一七五四）五月本藩の世子となり、又三郎忠洪と改名した。

翌五年六月父重年が二十七歳で亡くなつたので、彼は十一歳にしてその後を襲いだ。同八年十四歳で登壇元服し、將軍家重の偏諱を賜つて重豪と称した。彼は天明七年正月、四十三歳にして隠居した。然も彼の時代は、寧ろこれより長かつた彼は実上天保四年正月、八十九歳で亡くなるまで、その年代によつて厚薄軽重の差はあつたが、直接間接薩摩の政治に干与したのである。徳川幕府開基以来島津家には所謂明石、賢相なるものが出たのであるが、その中興の主と云う可き人は重豪であつた。彼は幕府時代各藩に輩出した明君型の大名ではなかつた。彼は大きくいえば、秦皇、漢武の型であつた。日本でいえば、清盛入道に類似した点もあつた。

即ち、それは傍若無人に自個の意志を励行し、強行する点において、又英邁にして進取の氣象に富み、いわゆる月並的の繩墨を逸脱する点においてである。更に彼は海外の學問、知識、物資等を我国に取り入れるについての魁首であつた。もとよりこれは彼一人ではなかつた。

彼の在任時代は幕府においては田沼時代であつて、田沼は実に蘭学の奨励や海外貿易の利用や、あらゆる方面にその興趣を持つた政治家あつた。そのため時代の風紀も自からその方角に向いつゝあつた。そこで、単に重豪一人をしてその功績を占めしめるべきではない。しかし、彼は雄藩の力によつて自由にその所志を遂行したのでその効果も大であつた。

第三項 重豪の施政

重豪が支那語学を研究し、南山俗語考六巻を著したのは明和四年（一七六七）丁亥十一月で、彼が二十三歳の時であつた。明和八年には、彼は帰国の途中長崎に廻り、唐館、出島和蘭船等を観覽し、長崎より乗船して薩摩阿久根港を経て、帰国した。当時長崎は我国における海外交渉の唯一の関門であつたので、外様大名が幕府の命を帯びず此地に赴くことは出来なかつた。

重豪は幕府に請うてその許可を得たのである。これは彼が二十七才の時であつた。

長崎遊覧は彼に多大なる獲物を与えた。彼は歴代の和蘭商館長と概ね懇親を結んだ。明和八年（一七七二）に彼は本草学者田村元雄に琉球諸島の産物千有何種を贈つた。元雄は之を資料として、琉球産物誌十五巻を著し、その図説を作つた。このように、彼は若い時から海外文明に親しみ、又その世子の時より言語、動作凡て江戸京坂の風を学び、それを藩に普及させようとはかつた。政務は勿論、取名、組織、取掌等も幕府を模擬したのである。安永二年（一七七三）には藩学造士館、及び演武館等を設けて武術を奨励した。

文事の奨励は一層力を用い、安永三年（一七七四）には医学院を創建し、学規を定め医道の研究を命じた。重豪は更に海外の知識を取り入れ、更に利用更生の事まで考えていた。即ち、安永八年（一七七九）には吉野村に薬園を設け諸薬草を植えしめた。同年又明時館を造立し、簡天儀、測午表、望遠鏡等を備え、水間良実をしてこれを管理せしめた。天明元年（一七八一年）には江戸の木草学者佐藤中陵を聘して封内に採葉せしめた。

かくして、天明七年（一七八七）重豪は四十三歳にして隠居した。そして、その子齊宣が十五歳で相続した。重豪が四十三歳という最も活動的な時期に何故に隠居しなければならなかつたか。何故にその政権を未だ十五歳の齊宣に渡さなければならなかつたのか。文恭院御実記には、「廿九日（天明七年正月）薩摩国鹿兒島の城主松平薩摩守重豪病により原封七拾二万八千七

百石余を長子又三郎につがしむ」とあるけど、これは単なる名目にすぎず、真の理由は、薩摩と幕府との婚姻問題に内在していたのである。天明六年九月八日將軍家治が亡くなつたので、その子家斉がその後を襲いだのであるが、家斉は重豪の娘を貰つていた。そこで十一代將軍家斉の婿ということになる。幕府では大藩の主が將軍の舅であることはその取扱いに面倒だからというので重豪をして隠居せしめたのである。天明八年には島津家は幕府から金二十両の献金び皇城並びに二条城造営の助役を命ぜられた。寛政四年重豪は高輪に別館を営み蓬山館と名づけ西洋製の弄玉亭を擬造し、大石盤の度景を安置し、葡萄架を設け、花園を作り、これを独楽園と称し、三月十一日此処に移転した。寛政十二年（一八〇〇）彼が五十六歳の時、総髪して栄翁と称した。栄翁の名が彼の一生を通じて最も著名であつた。享和元年彼は侍医菅榮に命じて大崎村の別野に菓園を作り、菓草木数百品を移植せしめた。このように彼は隠居した後も、その生活は派手であつた。そして、絶えず薩藩の政治に干与していた。

重豪が藩主の時も、彼は多くの積極政策を実施した。例えば、薩摩の気風を改革せんとして京、江戸の風俗を輸入したり、西洋の學術、文物を取入れたりした。しかし、その結果多少の弊害も生じてきた。それは遊女屋料理店等が薩摩に流行りだしてきたことである。このような風習が従来の薩摩人の質朴さを変えていつたのである。このため、斉宣が藩主となつて以来、世の中は次第に華奢風流に流れて、士氣は衰えてきた。それに重豪の積極政策のために多くの財貨が使用されたので、財政は困窮していつたのである。斉宣はこの事態を改革しようと考え、即ち士氣を挽回し、財政を整理しよう欲し、秩父伊賀、樺山相馬等を用いて質素儉約を厳令し、学風をも改めた。そのため、藩政も次第に活潑になつていつた。しかし、このことが江戸に在る栄翁の耳に入り、幕府も亦斉宣等の施政を喜ばなかつた。そこで、遂に栄翁の命を以て、文化六年に斉宣は隠居させられたのである。このことをみても栄翁（重豪）という人物が如何に絶大なる権力を持つていたかということがわかるのである。この時、栄翁は六十五歳、斉宣は三十七歳であつた。斉宣のあとを襲いだのは斉宣の子斉興（当時十九歳）であつた。この後は、重豪の親政となり、藩の財政は日増に心迫を加えた。それと同時に彼は儉約若しくは誅求の政治、風俗の改良の施

政などを行つた。しかし、彼の和蘭癖は益々増長してその方面における研究、嗜好等は決して閑却しなかつた。齊興の相続以來、いわゆる大隱居様の命によりて諭達告示の類が多く出された。

例えば「結党嚴科の蝕」、「夜会の嚴禁」等である。しかるに、薩摩の財政情態は、重豪の晩年にはいよいよ苦しくなつてきた。即ち文政七、八年に至り、多年の負債は五百万兩の巨額に上つた。

その頃芝には齊興、高輪には重豪、白金には齊宣が住んでいたのであるが、子孫が繁昌し、臨時出費が多くなつたので産物料もその生活費に充分でなかつた。遂には、參勤交代の旅費にも事欠くようになってきたので、重豪や齊興は深く苦慮し、改革を計つた。そして、ついに調所笑左衛門を起用することにしたのである。

第三節 幕府の天保改革

天保八年（一八三七）の大阪の民變、天保九年三月西の丸焼失を理由に諸侯に献金を命じた時に鍋島氏が財政欠乏を理由にその課税を半減して十ヶ年賦にしてくれと依頼したこと、外国貿易禁止にもかかわらず薩藩が密貿易を続行していたことなどは、既に幕権の威令がその効力を失いかけていたことを如実に証明するものである。ここにおいて、時の老中水野忠邦が幕政の改革へと乗り出してきたのである。

水野は文政九年（一八二六）には京都の所司代であつたが、天保五年（一八三四）老中となつた人物で、鋭意幕府の威令を重からしめようと考へていた。まずそのためには、政弊を正すことと、浮費を省くことを断行しなければならなかつた。

しかし、この二事をなすためには、關外の勢力を背後に有しなければならなかつたので、水戸藩の徳川齊迺と結託して、その支援を依頼した。

天保八年に家慶が將軍となつたけれど、家齊はなお事実上將軍たる権能を行使し、改革に意を用いようとしなかつた。しかし、天保十二年家齊が死んだので、老中水野忠邦は將軍家慶に拜謁して、大御所が亡くなつた以上は庶政悉く改めるべきであ

るから、その政務を一切臣下に一任せよと乞うた。若し一任することができなければ、直ちに我々を免職にしてくれと頼んだので、將軍もやむを得ず水野の願を聴くことになつた。そこで水野は先ず、西の丸の若年寄林忠莫以下の三姦及びその党を一網打尽し、或はその封録を奪い、或はその官職を免じ、大小の刑罰を科したのである。かくして、彼は幕府第一の病根たる大御所の左右の姦官、汚吏を刈除し、家慶を擁して庶政を改革しようと考え、天保十二年（一八四一）六月、幕府大小の吏員を集めて「御政事の儀御代々の思召は、勿論の儀、取分京保、寛政の御趣意に不違様に思召候に付、何れも厚く相心得可申」と令し、これより剛峻の手段によつて、その改革を行なおうとするのである。即ち、將軍をして訴訟の裁判を傍聴せしめたり、殿中におけるお茶坊主の無礼を戒めたり、下官の上官に対する言路を聞いたり、一切の富興行を禁じたり、農民が日常蠟燭を点じ雪駄をはくのを禁じ、又その家屋を壮麗にするのを禁じたりしたのである。その他、町人の日常生活役者の衣裳等についてまで、嚴重なる規定を設けて、儉約を實行せしめようとした。かくの如く、水野の政策は非常に嚴格を極めたので、至る所で水野を憎悪する声が聞かれた。しかるに彼は、蘭学者を圧迫し、十組問屋及び一切の間屋を廃止した。このようにして、動揺、後退する幕府権力を恢復させるため、反動政策を実施した水野も、幕府の財政整理を成功裡に実践することはできなかった。即ち、天保十三年（一八四二）の幕府の歳入は、金一百四十万四千四百四十五兩、米五十七万七千七百石余であつた。これに対し、歳出は金一百六十三万五千二百八十八兩、米五十七万四千三十三石余であつた。米においては六千二百七十石を余したけれど、金においては、五十三万四千八百兩余の不足であつた。そこで、この不足を補うため、天保十四年（一八四三）に幕府は町人に献金を命じた。従来は、江戸、大阪の町人に主として献金せしめていたが、今回は大阪の町人三十七人より百十二万四千兩を収めさせ、兵庫、堺、西の宮の町人より、十二万兩を献せしめた。この他の不足は例によつて黒質鑄造を以て補填しようとした。しかるに意外の問題が水野を失墜せしめた。即ち、水野は財政整理の一手段として、又政治兵略の点より、江戸、大阪を中心として、十里四方を幕府の天領となし、此間にある諸侯には替地を与えて他に移転せしめた。しかし、これは諸侯の利害に関連していたので、又此間に散在する諸侯は大諸侯と通婚せる同族のものが多かつたので、彼等は相集つて水野

の処置に反対の評議をなした。

これより先、天保十二年（一八四一）には、松平大和守、酒井左衛門尉、牧野備前守の封を移そうとして、水野は既に命を發していた。しかし、田安、水戸の両侯に訴えて転封を阻止しようとした。將軍は早速水野に書を下してこれを中止するように命じた。これに対し、老中水野は、いつたん幕府の老中が命じたことを中止することは、老中の面目及幕府の權威を損傷させるものであるとして、將軍の命を聴かず自己の所志を貫徹しようとした。結局、將軍は水野の要求を聴かなかつたので、水野は病と称して登城しなかつた。この時、幕閣においても水野の為すことに反対するものがあつたので、寧にその外交方針の動揺及び財政政策の貧しさにおいて反対する者があつたので、彼は又水戸侯の外援を失つたので、遂に孤立してしまつたのである。ここにおいて、將軍は水野を罷めさせ、併せて封土交換の命を撤廢し、水野の命を奉じて奔走したものは悉くこれを免取させた。

これを聞いてあらゆる階層の人々は喜んだのである。幕府の天保改革は、老中水野越前守忠邦の手によつて、天保十二年（一八四一）にはじめられたのであつたが、その施政のきわめてきびしかつたにもかかわらず、その効果は全くあがらず、前述した通り、わずか二年にして水野の失脚をもつて終りを告げたのである。

これより幕府は一路衰頹の途を辿るのであるが、幕府の天保改革の惨めな失敗は、第一に幕府機構の腐敗と、その建て直しに、耐える柔軟性が欠如していたこと、第二に幕領が全国に散在しており、農民の掌握が不徹底であつたこと、第三に幕領の中心部分である関東および近畿の地帯が地味の豊穰に加えて、比較的貢租の負担が軽く商品經濟が割合に發達していたことにある。第三の点を詳説すれば、このような好条件に恵まれたそでの商業的農業の生産物あるいはその加工商品に向つては、三都の商業、高利貸資本の巨大な触手が直接のびており、その上、これら大商人には、ひとり幕府のみならず、諸藩との結合關係が錯綜していた。かくの如き条件の下にあつては、弱化する幕府擧力で以てこれらを統營することは困難であつた。この幕政改革の失敗こそ、藩政改革に一応の成功を収めた西南雄藩にたいする敗者たる運命を烙印づけるに至つたものであつ

た。

第四節 薩摩の薩政改革

天保の幕政改革の前後にわたつて、諸藩でも、ほとんどいつせいに薩政の改革を遂行した。そして改革がどの程度に、どのような形態で成功したかが、諸藩の幕末政治史上の活躍に大きな影響を与えた。幾多の藩がその薩政を改革しようとしたけれども成功した数は少なくなつた。然し、ここに注意すべきことは、幕府が天保改革において失敗したのに反し、薩摩、長州、水戸等の雄藩が夫々薩政改革に成功したということである。幕府権力を維持していた経済的基礎が天保改革の失敗によつて更に弱体化していつたのに対し、これら雄藩がその薩政改革に成功したことは、幕府の倒壊を暗示するものの一要因であつたのである。しからば、西南の一雄藩たる薩摩は如何にしてその改革を可能ならしめたのであるか、薩摩はその地理的位置が江戸より遠隔の地に在るため、幕府の勢威が充分及ばなかつたため、徳川初期から密貿易によつて多額の収益を上げてその藩財政を補強していたのである。しかし、幕府も絶えず薩摩の状勢は監視していた。即ち享和三年（一八〇三）十二月には、交都の商人が薩摩から購入した商品中に欧州産のものがあつたので、幕吏がその出所を追求した。幕府はこの産物を密貿易品であるとして薩摩藩に命じてその売主が如何なる経路を経てこの商品を得たのかということを検討したけど、薩摩藩は売主は既に死去しましたと幕府に答えた。そこで、幕府も深く追求することが出来ず、曖昧なものとなつてしまつたのである。しかし、事實は藩主自ら密貿易をなしていたのである。

重豪の時代もその密商によつて巨額の利益を得たのであるが、彼の積極政策や田沼意次等への賄賂、宝暦四年（一七五四）の木曾川工事費負担、重豪の日常生活の驕奢などのため、財政は窮迫していつた。

文政末頃の薩摩の財政困難は次の如きものであつた。

「本藩財政御至困、文政末に至つては、百事皆廢頽し、江戸詰の人員月俸も、初め二三月より、段々五六ヶ月、十ヶ月とな

り、終には十三ヶ月渡させらるゝこと能はず、今にして考えれば数百の詰人数、能くも其日を過したり。夫に転じ諸買物代金、人足の賃銀も同じく留守居を初め、新番馬廻等御使を勤むるにも駕籠の人足を給すること能はず。歩にて勤め、年末の増遣は、目録は送つても金を与ふること能はず。諸邸の修繕等は表の門、玄関等迄の修繕掃除し、邸中草長じ、馬草とすることなりしよし。余は推して知らる可し。藩主御參勤交代も、御病氣御申立を以て、江戸に御滞府にもなり、或は御參勤の時、西の宮に御止宿在らせられしに、大阪より、借金取押掛け、実に国家御興廢の境に及び栄翁、斉興公、御寢食を安んぜられず大阪に於ける御財政を改められし為め、屢ば人を換へ、御所方ありたれども、従前の御負債五百万両の巨額に及び、折しも御子々孫々の御繁殖、養子婚家の御出費、年々多く如何とも成し、能はせられず。止むを得ず夫迄の御大借を聞き御國産を以て、支弁するの法を立てられんとすれども、大阪には、御施行なり難く阪中有名の面々は、皆旧債によりて、一金も差出すことを肯ぜず。其他も従来信を失い約に背きたる末なれば、皆忌み恐れて、肯う者なし（海老原肥熙家記抄）一かかる状況下において、その藩財政の建て直しを命ぜられたのが調所広郷（笑左衛門）である。

調所は安永五年（一七七六）二月に生れた。彼は当初川崎良八と称していたが、天明八年（一七八八）調所清悦の養子となり、友治と名づけた。寛政二年（一七九〇）十五歳にして表坊主に仕出し、清悦と改めた。寛政十年（一七九八）以来、重豪附となり、奥御茶道となり、笑悦と改名した。彼が重豪の信用を博するようになった端緒は此に始まったのである。文化八年（一八一）には御茶道となり、同十年七月には三十八歳にて御小納戸に転じ、笑左衛門と改名した。かくして、茶道役から本筋の役目に転じたのである。文化十二年（一八一五）、四十歳にして御小納戸頭取、御用取次見習を命ぜられ、文化十五年（一八一八）には、御使番、文政五年には四十七歳にして、町奉行となり、文政七年（一八二四）には御側御用人となり、両御隠居様（重豪、斉興）御統料掛を命ぜられ、定府となつた。即ち専ら江戸にいたのである。尚、調所は、性質忠実聰明にして、寛弘の量があつて、人を容れ、能く下をみた。

亦壯年の時は酒を好み角力を喜び財を軽んじ、個宥の風あつたけれど、大任を受けてより、酒は献酬に限り、囲碁将棋を嫌い、

茶花を弄しなかつた。嗜欲を制して、已に克ち、皆力を公事に尽し、寸陰を惜んだ。また貧賤の時、人に恩を受ければ、心ず厚く報いた。ましてや君恩の命を荷うに當つては、常に報国の志が深かつたのである。それ故に、公事には終日端坐して、徹夜をも辞さなかつた。私財をも心要に應じて投げ出した。かくの如き人物であつたので、重豪の信任は特に厚かつた。現代に於てもそうであるが、大人物が出るということは封建時代において、非常に重大なることであつた。例えば、將軍家重、家齊等の暗君がその幕政を乱す要素を提供せし如き、亦田沼、水野等が識見の乏しさ故に幕政を改革し得なかつた如きは、幕府に人材なきことを如実に証明した。しからば、調所は大人物であつたらうか。彼の藩政改革の業績をみることにしよう。調所が改革に着手したのは、文政十一年（一八二八）頃であつたが、当時はまだなかなかその成否の見当がつかなかつた。それが可能的見当のついたのは天保元年の三月頃、佐藤信淵が薩藩の家老猪飼央の求めに應じ、「薩藩経緯記」を著し、薩藩の救済に教えるところがあつてからである。その中に次の意味の文字がある。「若し薩藩の分限を以て、合璧の法（貿易富国法）を行はゞ、少くとも十年に五十万両の積金を得べし。然れどもこの法も亦国産を隆盛にして万民を救済するの天意を奉持せずして、私慾を営むの業なるを以て、若し此法を行つて国用聊かも阻給せば、須く土地を経営して物産を豊饒にし、百姓を撫養するの本業を勉強すべし」これを見た重豪は左の命令書を調所に与えた。

「年来改革幾度も申付置候へども、その詮無之候処、此度趣意通行届満足の至りに候。就ては何れ万古不易の備これなくしては、実に改革とは申し難く、仍て来る卯年（天保二年）より来る子年（天保十一年）まで十ヶ年格別精勤申付置候三ヶ条、浜村孫兵衛へも相談し、右年限中に成就致すべき事」その三ヶ条とは、

一、金五拾万兩

右来る卯年より来る子年までに相備へ候事

一、金納経常費及び非常手当（臨時費）は別段用意の事

一、古証文取返し候事

つまり、十年間に五百万両の借金を返して五十万両貯へよという命令である。調所の財政的才腕がどの程度のものであつたにしても、これは無謀であり、調所もこの命令は幾度も断つたのであるが、遂に一身を捧げてこの事を承服し、結局百万両の余裕金を造りえたのであつた。

この命令を受けた文政十一年は、調所五十三歳の年であつた。彼はまず大阪の豪商浜村孫兵衛に相諮したが、相手とされず、割腹の覚悟を示したので浜村も同情し、まず二十余万両の金の才覚した。これを江戸の重豪の許へ連れて行つて信頼させ、浜村の信用により、平野屋五兵衛、同彦兵衛、炭屋彦五郎、炭屋安兵衛、近江屋半左衛門あたりの同情も得られ、仕事に取りかゝつた。この二十万両は国産の砂糖を抵当としたものであり、これを各処に利用して改革を名に年賦償還の形にして、五百万両に上る証文を取戻し、結局、二十万両で五百万両を棒引にする案を樹てたのであつた。そのために諸方（大阪、京都、江戸の銀主達）の怨を買ひ正面の重豪主従は裏面の活躍（幕府への献金十萬兩）で免れたが、背後の信用保持者であつた浜村の所へそれが集つて、浜村は所致不当の廉を以て追放の刑に処せられるにいたつた。（田中惣五郎、近代日本官寮史七四頁）

更に調所は、国許藩債については、元利共に一切を渡さず貸主を十分に取立ることを条件に旧証書を破棄し、これによつて破局に面していた藩財政を整理していつた。しかし、彼は借金棒引という右のような消極的政策のみを行つたのではない。彼の財政整理の主眼は、三島の砂糖専売を大本とし、米、菜種、その他の国産を大阪に上せこれにて融通をつけるにあつた。

三島とは、大島、徳之島、喜界島であつて、やがて他の諸島にも及んだ。これらの島々は慶長十四年の琉球征討の結果、薩摩が琉球より分割して、その直轄としたものである。

大島、徳之島、喜界の三島は皆官に統一して、従前の風を一変し、宮之原源之丞主任として渡島し、次には肥後八右衛門が渡島し、綿密な計画のもとに事に処したので、その年より砂糖の品位も増していつた。しかし、当時の薩摩は専売制度等において苛酷な刑罰をもつて監督、強制せられていた。たとえばこの砂糖についてみるに、「抜砂糖を企てた本人は死罪は勿論のこと、同意のものも重きは遠島、少量の砂糖する生産者の消費財蔵を許さず、指頭に点じてなめる者には鞭を加え、児童の甘蔗

を窃食するものは捕えて棒縛りとし、地上に曝らした」(鹿兒島県史第二巻)

このような斥政に反抗して起つたのが文久二年(一八六二)の徳之島での砂糖専売制反対の一揆である。

さて、かくの如くにして、天保元年より同十年に至る十個年間に於ける砂糖製産高は一億二千万斤、代金二百三十五万兩に上つたのである。調所の砂糖専売政策は功を奏し、著々値段も向上したのであるが、諸国(四国、九州、肥後、肥前等)においても砂糖の産出が増加するに及んで、次第にその価格も下落していった。しかし、彼は決して砂糖の下落には、辟易しなかつた。

信淵のいうが如く砂糖以外の産業の奨励にも努力した。特に、鉾山(就中金山)の利は莫大に上つた。その他、開墾、植林、薬園、製紙、樟腦、菜種子、牧畜等のあらゆる物産を奨励し、これらを大阪に上せ財政整理の用に供したのである。

しかし、国富の根因は、調所の密貿易にあつた。彼の辣腕はこの積極政策においても成功した。

元來琉球は薩摩にとつては、かつての英国の印度におけるが如くその宝庫ともいふべきものであつた。琉球を介して支那と貿易することによつて莫大な利益を得ていた。

薩摩は、南支那からくる唐船をも自藩沿岸に引きつけて、密商をなし、珍宝を巧に大阪表で売捌いたのである。調所も従来の薩摩の密貿易を続行してその利益金を以て財政整理に用立てたのである。彼が鋭意藩政改革に尽していた時、重豪は天保四年正月二十二日江戸高輪邸で死んだが、藩主斉興もまた調所の仕事には支援を与えた。前述の如き政策を實踐することによつて、調所は非常なる努力を以て次第に財政を整理し、次第に余裕を作り、重豪の命の如く十年間(最初の命を受けてから十四年目)に五十万兩の積金をなし得て、之を藩地及大坂の府庫に収め、宝蔵と称して國家に一大事あるまでは決して使用せざるを誓い、斉興の朱印を以て之を嚴封した。

調所の成功した主なる原因は、借金棒引という消極主義と、他方においては密貿易、砂糖専売等のような積極主義を用いた所にあつた。それから、彼が高邁なる重豪、嚴正なる斉興の下で働いたことである。その他、調所の節儉励行及び斉興の儉約等

が調所の藩政改革を可能ならしめたのである。

尚、調所自身がその改革の人命を重豪から受けた時、条件付で、しかも重大なる覚悟を以てお受けしたことは注目し値する。即ち、その条件は「(一)御沙汰書は都て御朱印付(藩公から直接下さるゝ場合を指す)で下されますやうに、(二)、将来の施設経営上、異論者反対者が現はれても、一々御前裁判にて理否虚実の御裁断を頂きたい。(三)万一仕損ずるか不都合を仿いた場合には切腹してお詫しまするために一本の短刀頂戴仰付けられまするやうに。(大西郷全集三卷九三頁)」この三項目であった。

重大な決意をもつて財政改革を遂行した調所は、その藩政についても種々の改革を行つたのであるが、彼が西洋兵式を採用したことは特筆する価値がある。

薩摩に於ては、古来より異国方と名づけて甲州流の兵法に倣い五段階の軍制を用いていたが、調所はこれが世態に適し難いものであることを看破して、挙国一般西洋の銃隊に基き、軍律を改め、大砲、小銃を製造し、火薬銃弾を兵庫に貯え、海岸要樞の地には、凡て台場を築き、城下より百二十余郷に至る迄兵隊を編制した。

領内何方にても、非常の節兵隊に応じて大砲小銃を繰出すの規則より兵糧彈薬の運搬、人夫の手当を定めた。又前の浜、指宿、山川、久志、泊坊、加世田、川内、阿久根、出水、波見、柏原等へ二十三艘三島方、琉球方用船に供し、非常の節は該船を以て糧米、彈薬運搬の用に供え、日州赤江にも四、五艘の用船を繋ぎ平日は年貢米運送に用い非常の節は、前件同様のために設けておいたのである。

調所の西洋兵式の採用は薩藩の武力を強めていつた。彼の財政改革は薩摩を富裕にした。又、産業政策は民を興した。そして、これらが一体となつて、薩摩の力を強大なものにした。これは調所の功績であつた。彼は薩摩にとつては、偉大にして、忠誠なる人物であつた。

しかし、嘉永元年十二月調所は江戸西向の藩邸で突然自殺した。その時七十三歳であつた。唐物密輸入密売の事実が大阪商人

の密告から幕府に明かになつて、事実審理の手が薩州藩に伸びそうに見えたので、責を一身に負うて自殺したのである。事実、唐物商売即ち密貿易についての真相は齊興と調所の般肱となつて画策した浜村孫兵衛以外には殆ど知るものがなかつたのである。(以下次号)